

蕨市地域福祉計画

蕨市地域福祉活動計画

〔蕨市成年後見制度利用促進基本計画〕
蕨市再犯防止推進計画

令和7年度～令和11年度

【素案】

令和6年12月時点

蕨市

蕨市社会福祉協議会

音声コード

空白部分

音声コード

空白部分

はじめに

※蕨市長のあいさつ文を掲載します。

音声コード

空白部分

はじめに

※社会福祉協議会会長のあいさつ文を掲載します。

音声コード

空白部分

目次

I 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画の目的.....	2
2 地域福祉とは.....	3
3 計画の位置づけ.....	8
4 計画の期間.....	11
5 計画の策定体制.....	11
第2章 蕨市における現状と課題.....	12
1 統計からみる現状.....	12
2 住民意識調査結果からみる現状.....	18
3 ワークショップからみる現状.....	25
4 関係団体ヒアリングからみる現状.....	28
5 現状を踏まえた課題整理.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 基本目標.....	33
3 計画の体系.....	34
II 各論.....	35
第4章 施策の展開.....	36
基本目標1 地域を支える人づくり.....	36
基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり.....	41
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり.....	50
基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり.....	66
第5章 蕨市成年後見制度利用促進基本計画.....	77
1 成年後見制度利用促進基本計画の背景.....	77
2 計画の位置付け.....	77
3 計画の期間.....	77
4 成年後見制度に関する現状.....	79
5 計画の基本的な考え方.....	82
6 成年後見制度の利用を促進するための取組.....	83

音声コード

空白部分

第6章 蕨市再犯防止推進計画.....	84
1 再犯防止推進計画の背景.....	84
2 計画の位置付け.....	84
3 計画の期間.....	84
4 再犯防止に関する現状.....	85
5 再犯防止を促進するための取組.....	89
第7章 計画の推進.....	93
1 計画の推進体制.....	93
2 関係機関等との連携体制の整備.....	94
3 数値目標の設定.....	95
資料 編.....	96

音声コード

空白部分

I 総論

音声コード

空白部分

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、ひきこもり、8050問題などが、大きな社会問題となっています。

また、令和2年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、住民同士のつながりや地域福祉活動、ボランティア活動などにも大きな制限が出たほか、全国的な学校等の長期休校における子どもたちの心身への影響、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の問題等といった課題が顕在化し、人と人とのつながりや、誰かを支えたり支えられたりすることの大切さが再認識されました。

こうした中、国の動きとしては、平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務と位置付けられて以降、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であること等が示されてきました。

また、平成28年7月には厚生労働省に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

こうした近年の社会経済動向や、地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の蕨市（以下、本市）における地域福祉推進の理念や具体的な取組を定め、地域福祉のさらなる充実を図るために、「蕨市地域福祉計画」を策定します。

なお、策定にあたっては、社会福祉協議会による市民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が地域福祉を推進するための具体的な活動内容を定める「蕨市地域福祉活動計画」や、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）の第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）の第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、一体的に策定します。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。

一方、近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

■地域福祉の取り組みイメージ



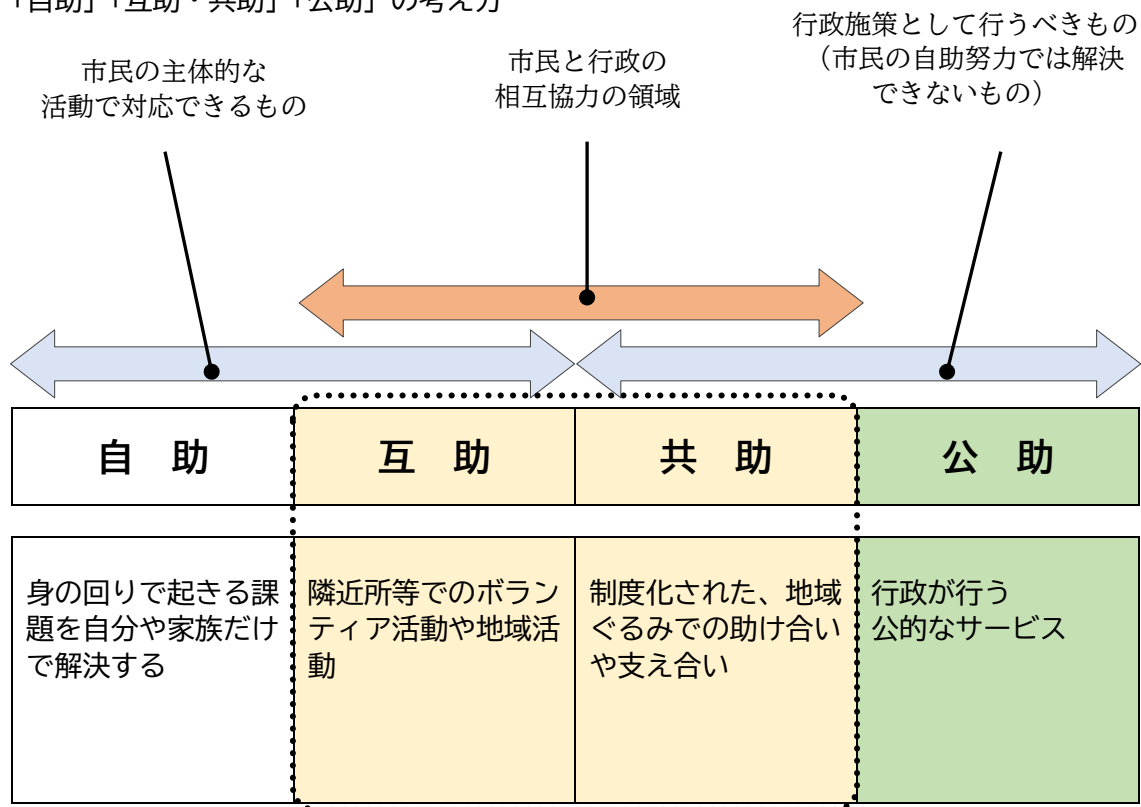
音声コード

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。

その中でも、今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために、行政だけでなく、地域の中での住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）を進めていく必要があります。

■ 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方



支え合いの取り組みを地域で協力して行う

たとえば・・・

日頃のあいさつや
見守り

地域活動への参加
地域での交流

地域での
ちょっとした手助け



音声コード

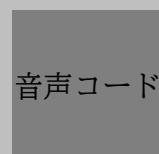
(3) 近年の地域福祉を取り巻く主な制度改正

令和元年	<p>『「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ』の公表</p> <p>⇒包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について公表しています。</p>
令和2年	<p>「改正児童虐待防止法」「改正児童福祉法」施行</p> <p>⇒改正法では、「体罰の禁止」の明記や、児童相談所（児相）の機能強化、児相と配偶者暴力相談支援センターの連携強化などを規定しています（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）。</p>
令和3年	<p>「改正社会福祉法」施行</p> <p>⇒社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることを目指しています。</p>
令和4年	<p>「改正児童福祉法」成立</p> <p>⇒子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、市町村における「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務とされました。</p>
	<p>「こども基本法」公布</p> <p>⇒こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。</p>
	<p>「自殺総合対策大綱」閣議決定</p> <p>⇒毎年約2万人の自殺者数となっているなか、特にコロナ禍の影響を踏まえ、女性や子ども・若者の自殺対策の推進や支援の強化、地域の支援機関のネットワークの構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくり等が位置づけられました。</p>

令和5年	<p>「孤独・孤立対策推進法」公布</p> <p>⇒深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布されました。また、法律の制定に先立ち、国は「孤独・孤立対策の重点計画」を令和3年度から毎年度、策定しています。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点などが挙げられています。</p>
	<p>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布</p> <p>⇒急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に公布されました。</p>
令和6年	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」閣議決定</p> <p>⇒高齢者や低所得者など、住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅の供給の促進やその居住の安定の確保を図り、要配慮者が安心して居住できる環境の整備について位置づけられています。</p>
	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等」施行</p> <p>⇒障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備について位置付けられています。</p>
	<p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」施行</p> <p>⇒ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設等が盛り込まれています。</p>

音声コード

令和6年 (つづき)	<p>「子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律」一部施行</p> <p>⇒「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され、ヤングケアラーの実態把握や支援を一層強化することが示されています。</p>
	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行</p> <p>⇒平成26年1月に施行され、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」については、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められるとともに、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことや、「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。</p>
令和7年 (予定)	<p>「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」施行</p> <p>⇒単身高齢者世帯の増加等を踏まえた住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援等を充実し、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、高齢者や低所得者に対する居住支援の強化や、子どもの貧困への対応などが挙げられています。</p>



3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める行政計画です。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動、行動計画です。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

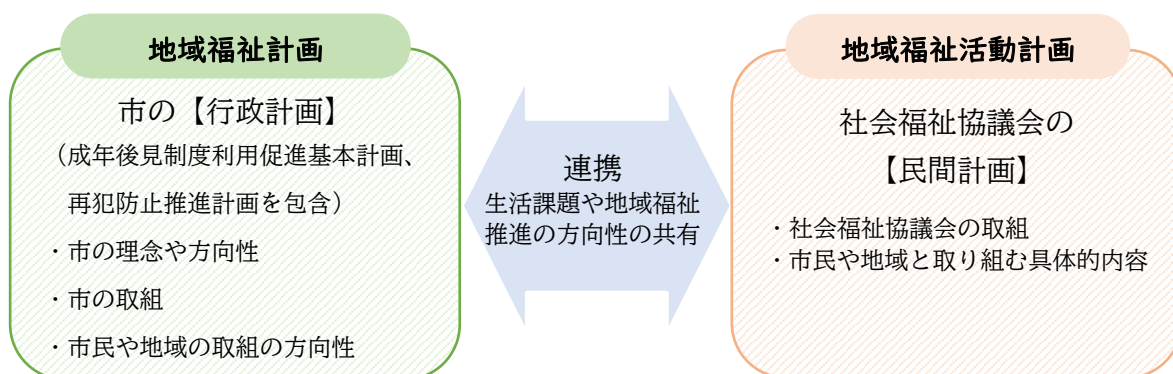
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は市が策定するもので、これからの本市における地域福祉の方向性や理念を示したものです。地域福祉活動計画は、市が策定する地域福祉計画の方向性や理念を実現する具体的な取組を定める計画として、社会福祉協議会が策定するものです。

したがって、地域福祉計画と地域福祉活動計画の両計画は、車の両輪のように一体的に進めていくことが重要です。

行政等による公的な福祉サービスと、市民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動が一体となり、包括的に支援していく仕組みをつくりながら地域福祉を計画的かつ効率的に展開していくことが重要であることから、本市では、両計画を一体的に策定しました。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



(4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画は、「成年後見制度利用促進法」の第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法（平成28年法律第29号）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

音声コード

(5) 地方再犯防止推進計画の位置づけ

地方再犯防止推進計画は、「再犯防止推進法」の第8条第1項の規定に基づき、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定めるよう努めることとされています。

再犯防止推進法（平成28年法律第104号）

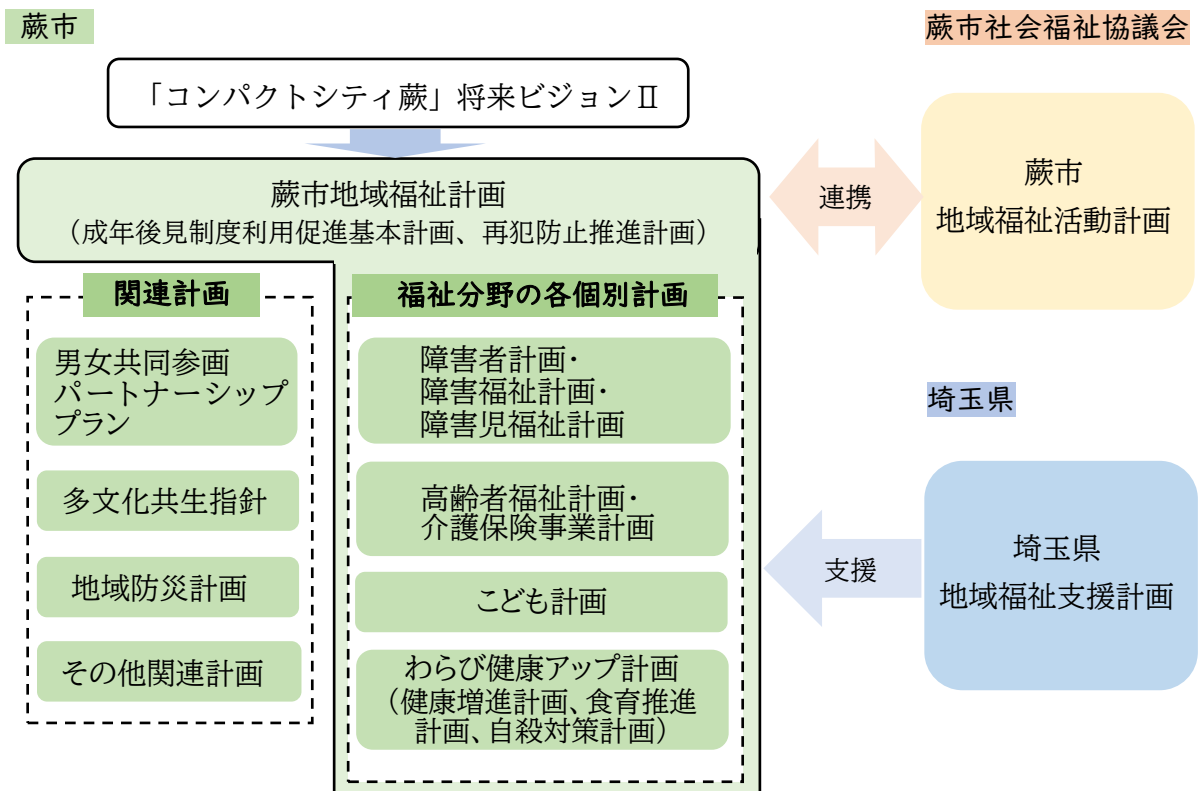
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(6) 各行政計画との関係

「地域福祉計画」は、市の最上位計画である『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ』に基づく福祉分野の計画であり、社会福祉法の改正及び計画策定ガイドラインにより、「福祉の上位計画」として位置づけられ、高齢者や障害のある人、児童などの福祉に関する市の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

■各行政計画との関係図



音声コード

空白部分

4 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の名称	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
「コンパクトシティ蕨」 将来ビジョンⅡ	将来構想					
	基本計画（前期）					
地域福祉計画 地域福祉活動計画 成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画	本計画					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期					
障害者計画	令和3年度～令和8年度					
障害福祉計画・障害児福祉計画	第7期・第3期					
こども計画	※	第1期				
わらび健康アップ計画	第3次					
埼玉県地域福祉支援計画	(第7期)					

※第2期子ども・子育て支援事業計画

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民参加の「蕨市地域福祉計画等策定懇談会」及び庁内組織の「蕨市地域福祉計画等策定庁内連絡会」における内容の審議・提案を踏まえ、最終的な内容の確定をしました。

なお、市民や地域福祉の活動団体、福祉サービス提供者等を対象に実施した住民意識調査やワークショップ、関係団体ヒアリング、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民や関係者等の意見を反映させた計画となるように努めました。

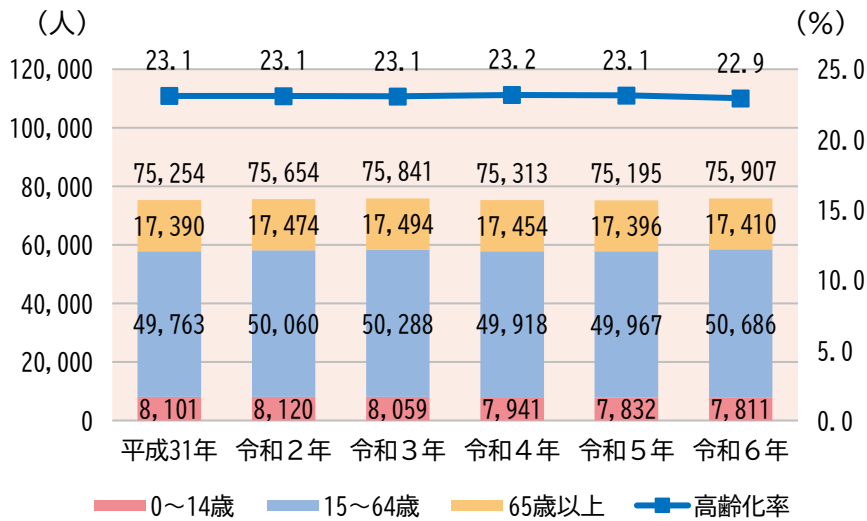
音声コード

第2章 蕨市における現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 人口・世帯の状況

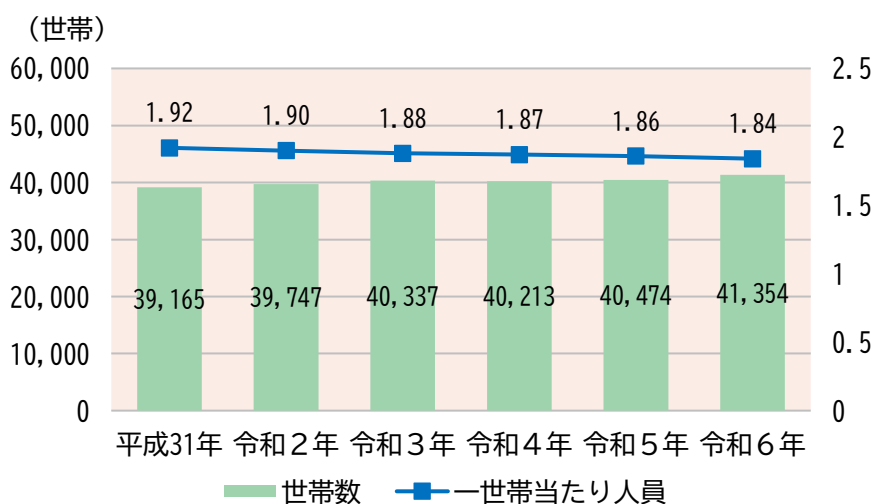
■年齢3区分別人口と高齢化率の推移と推計



資料：蕨市年齢別統計人口（各年4月1日現在）

- 総人口は、令和5年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年では712人増加して75,907人となっています。
- 年齢3区分別は、0～14歳人口が減少傾向にあり、15～64歳と65歳以上はほぼ横ばいとなっています。また、高齢化率についても横ばいとなっています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移



資料：市民課（各年4月1日現在）

- 世帯数は、平成31年以降増加傾向にあり、令和6年では41,354世帯となっています。
- 一世帯当たり人員については、減少傾向となっています。

■国籍別外国人登録者数の推移

(人)	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
韓国及び朝鮮	443	451	421	389	376	371
中国	4,369	4,831	4,963	4,904	5,266	5,650
アメリカ合衆国	35	29	32	33	33	28
フィリピン	378	389	350	341	335	351
ベトナム	597	737	801	757	772	950
インドネシア	18	28	31	27	44	65
パキスタン	16	32	31	28	26	32
その他	902	951	932	899	1,006	1,273
総数	6,758	7,448	7,561	7,378	7,858	8,720

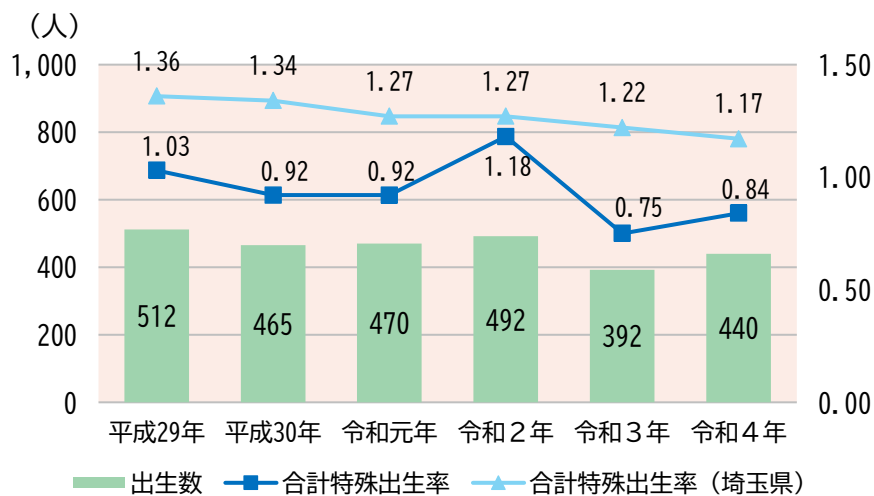
資料：市民課（各年3月末日現在）

- 外国人登録者数は増加傾向で推移しており、令和6年では8,720人となっています。
- 国籍別（その他を除く）で見ると「中国」が最も多く、次いで「ベトナム」「韓国及び朝鮮」となっています。

音声コード

(2) 子どもを取り巻く状況

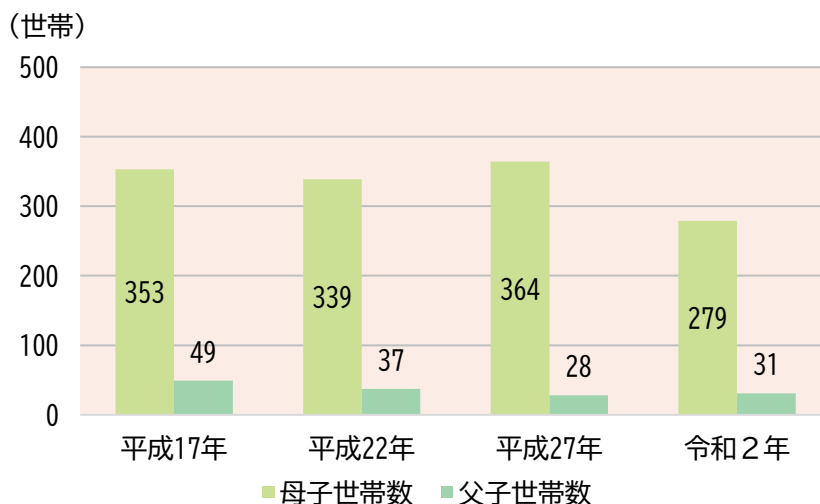
■出生数・合計特殊出生率の推移



資料：彩の国統計情報館 合計特殊出生率の年次推移

- 出生数は令和3年に大きく減少したものの、令和4年では440人となっています。
- 合計特殊出生率は年によって差があるものの、いずれの年も埼玉県を下回っています。

■ひとり親世帯数の推移（母子・父子家庭）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

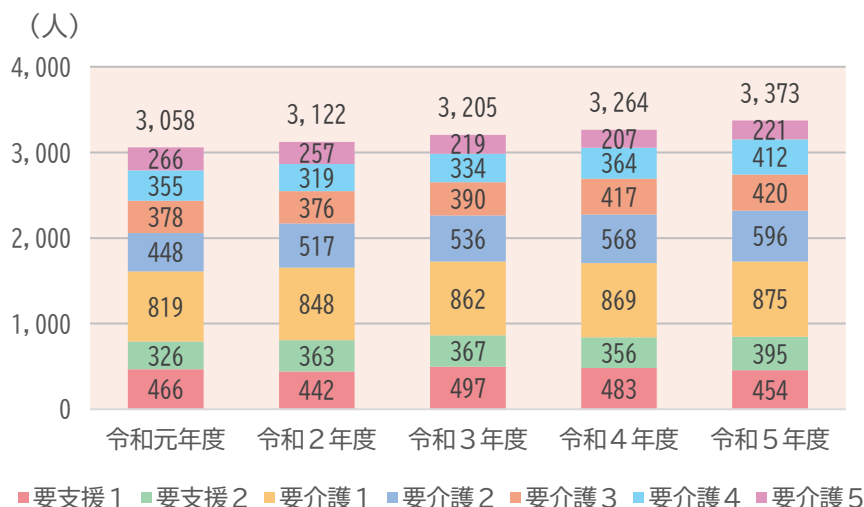
- ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は減少傾向となっており、令和2年では279世帯となっています。父子世帯は平成27年まで減少傾向にありましたが、令和2年ではやや増加し31世帯となっています。

音声コード

空白部分

(3) 高齢者の状況

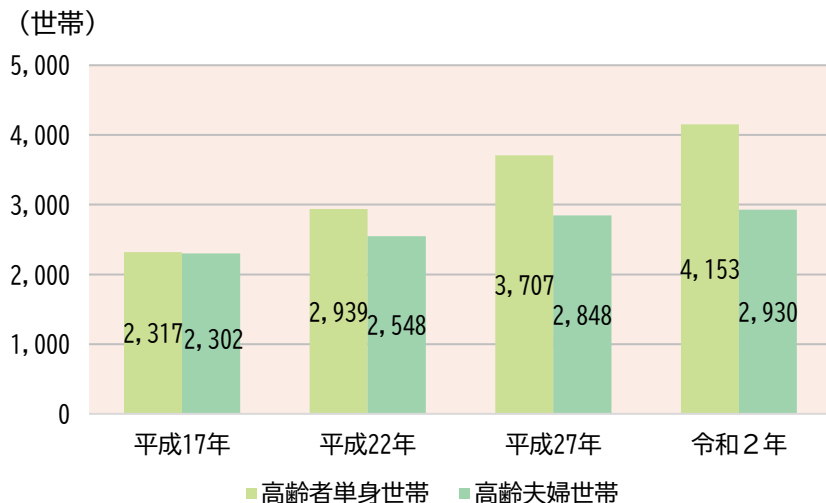
■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（各年9月末）

●要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和5年度では3,373人となっています。要介護度別にみると、要支援2から要介護4が増加傾向となっています。

■高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯数の推移



※高齢夫婦世帯は、夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯

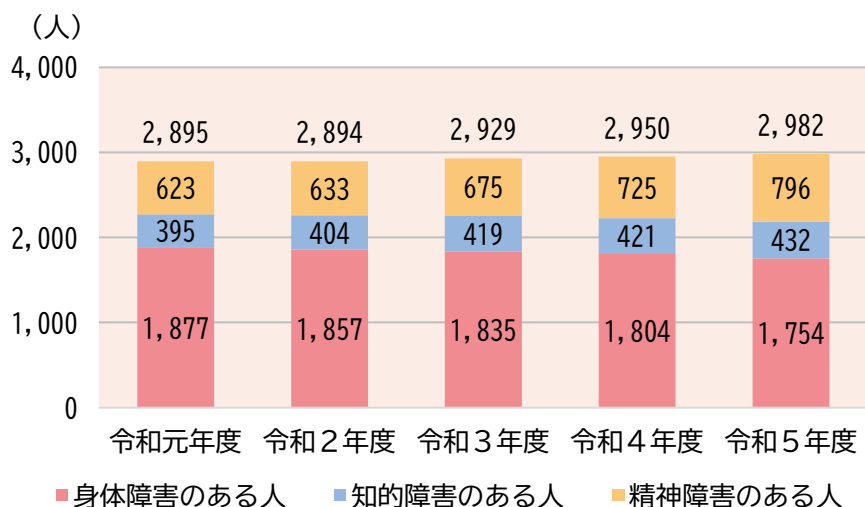
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

●高齢者単身世帯は増加傾向となっており、令和2年では4,153世帯となっています。高齢夫婦世帯数についても増加傾向にあり、令和2年では2,930世帯となっています。

音声コード

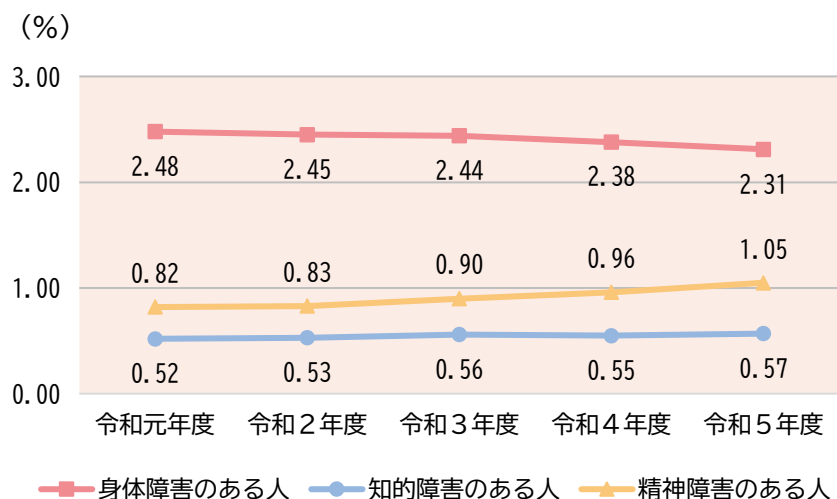
(4) 障害のある人の状況

■障害のある人の推移（手帳種類別）



資料：福祉総務課（各年度末日現在）

■総人口に占める障害のある人の割合の推移（手帳種類別）

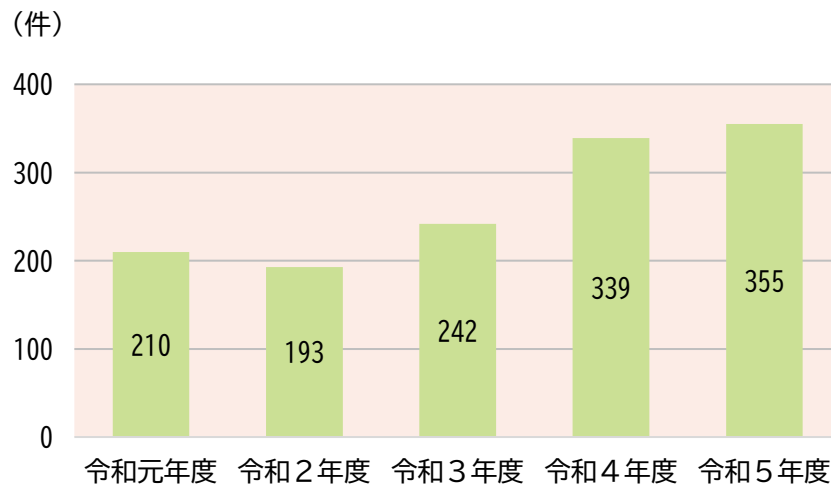


資料：福祉総務課（各年度末日現在）

- 障害のある人の推移をみると、総数はやや増加傾向となっています。
- 総人口に占める障害のある人の割合をみると、身体障害のある人は減少傾向、知的障害のある人と精神障害のある人は増加傾向となっています。

(5) その他の状況

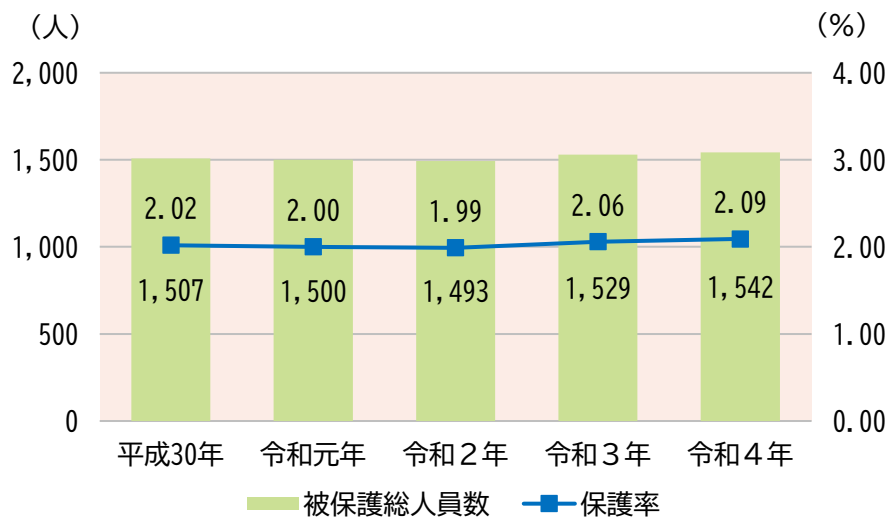
■児童虐待相談件数の推移



資料：子ども未来課（統計には県の児童相談所や保健所、警察等を含む）

●児童虐待相談件数の推移をみると、増加傾向にあり、令和5年度では355件となっています。

■生活保護の被保護総人員数・保護率の推移



資料：埼玉県（各年度月平均）

●生活保護の被保護総人員数の状況を見ると、令和3年度以降やや増加傾向にあり、令和4年では1,542人となっています。保護率についても、令和3年度以降増加傾向にあり、令和4年では2.09%となっています。

音声コード

空白部分

2 住民意識調査結果からみる現状

(1) 調査の目的

本計画策定の基礎資料とするため、市民の皆様の地域福祉に関する意識や地域活動の現状などを把握するための調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収及びWebアンケート
調査期間	令和5年11月20日（月）～12月6日（水）
回収結果	配布数：3,000件、有効回収数：1,421件、有効回収率：47.4%



(2) 調査結果

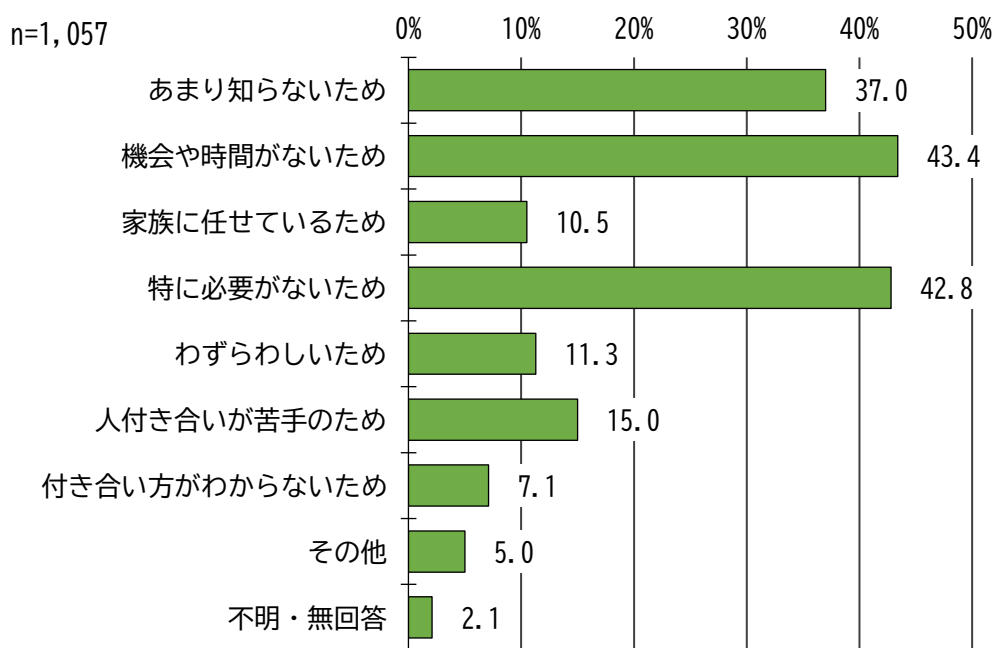
■近所付き合いの状況について

Q. あなたは、普段近所の人と、どの程度お付き合いをしていますか。

単位：%		n(人)	普段から、親しくお付き合いをしている	困ったとき（病気、悩みなど）に相談したり、助け合ったりしている	会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない	お付き合いはほとんどない	不明・無回答
全体		1,421	17.3	6.9	58.8	15.6	1.4
性別	男性	599	14.5	5.5	61.3	18.4	0.3
	女性	804	19.8	8.1	57.5	13.4	1.2
年代別	10・20歳代	120	3.3	0.8	58.3	36.7	0.8
	30歳代	159	6.9	3.1	61.0	28.3	0.6
	40歳代	208	11.1	4.8	61.1	22.6	0.5
	50歳代	262	11.8	7.3	65.3	14.9	0.8
	60歳代	218	17.0	10.6	62.8	9.6	0.0
	70歳以上	441	31.7	8.8	52.4	5.4	1.6

音声コード

Q. お付き合いがほとんどないのは、なぜですか。



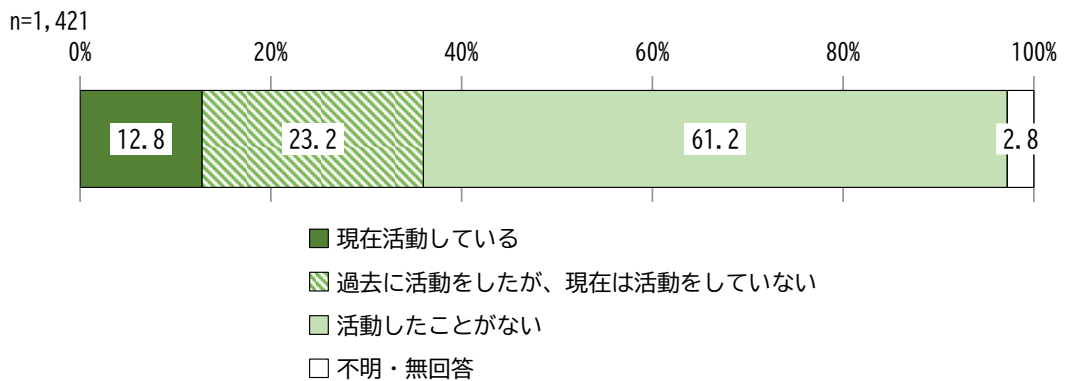
※「お付き合いはほとんどない」と回答した方のみ

- 近所付き合いの状況は、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が約6割と最も多くなっています。また、年齢が若くなるにつれて「お付き合いはほとんどない」が多くなっています。
- お付き合いがない方の理由として、「機会や時間がないため」や「特に必要がないため」、「あまり知らないため」が多くなっています。

音声コード

■地域活動やボランティア活動について

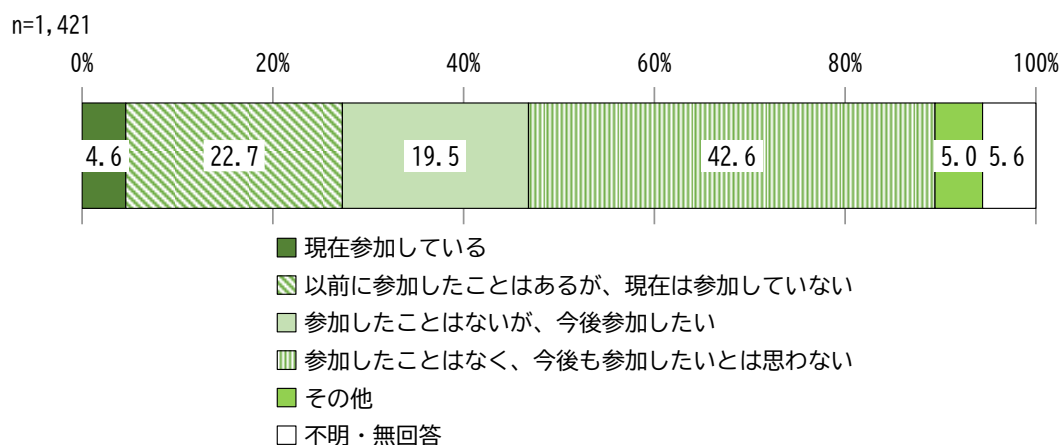
Q. あなたは、町会・自治会の活動など、地域での活動をしていますか。



単位:%		n(人)	現在活動している	過去に活動をしたが、現在は活動をしていない	活動したことがない	不明・無回答
全体		1,421	12.8	23.2	61.2	2.8
性別	男性	599	12.0	19.5	66.1	2.3
	女性	804	13.4	25.7	57.8	3.0
年代別	10・20歳代	120	0.8	18.3	80.8	0.0
	30歳代	159	4.4	5.7	89.3	0.6
	40歳代	208	12.5	13.0	73.1	1.4
	50歳代	262	14.9	24.4	59.9	0.8
	60歳代	218	16.5	24.3	58.3	0.9
	70歳以上	441	16.3	33.8	43.3	6.6

音声コード

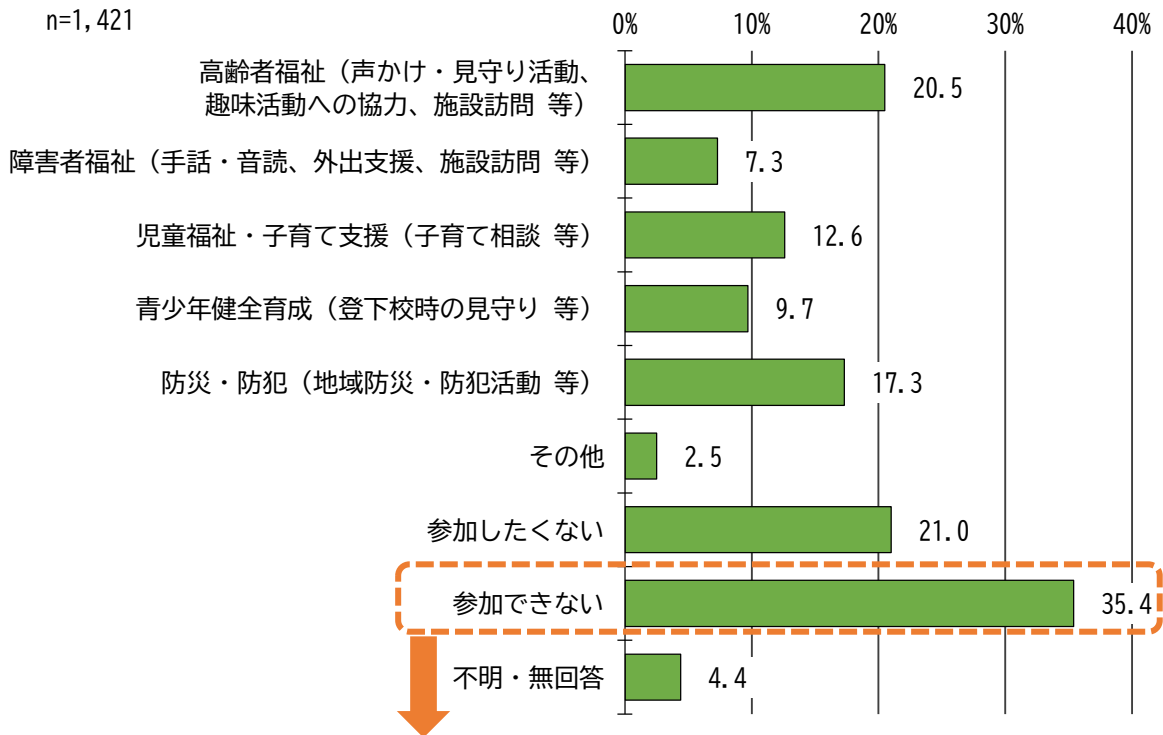
Q. あなたは、地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。



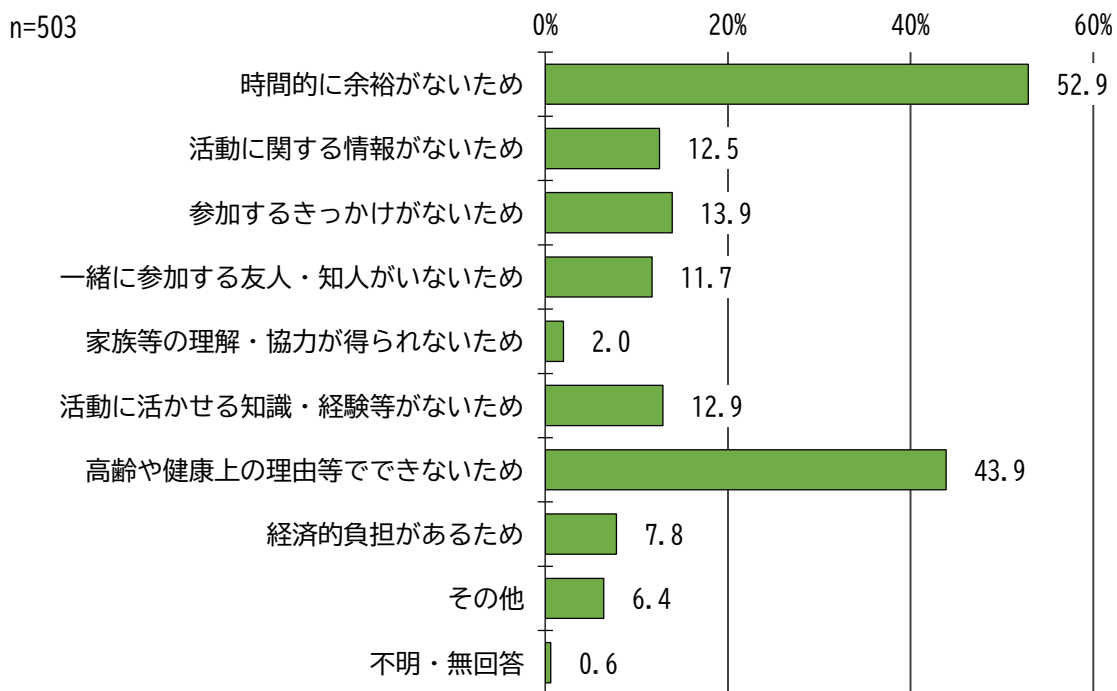
- 町会・自治会など地域での活動をしている方、またはしたことがある方は 36.0% となっています。活動したことがない方は、年代別にみると、比較的若い年代で多くなっています。
- 個人的にボランティア活動に参加している方、または参加したことがある方は 27.3% となっています。

音声コード

Q. あなたは、今後次のような福祉に関わる地域活動やボランティア活動等に参加したい
 と思いますか。



Q. あなたが参加できないのはなぜですか。



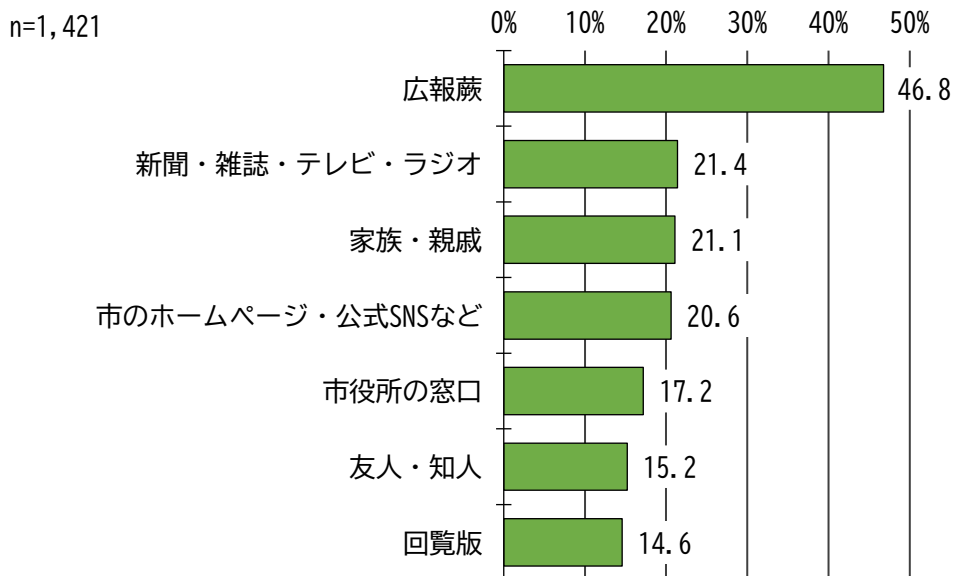
- 今後福祉に関わる地域活動やボランティア活動等に「参加できない」が 35.4%と最も多くなっています。
- 参加できない理由として、「時間的に余裕がないため」が 52.9%と最も多くなっています。

音声コード

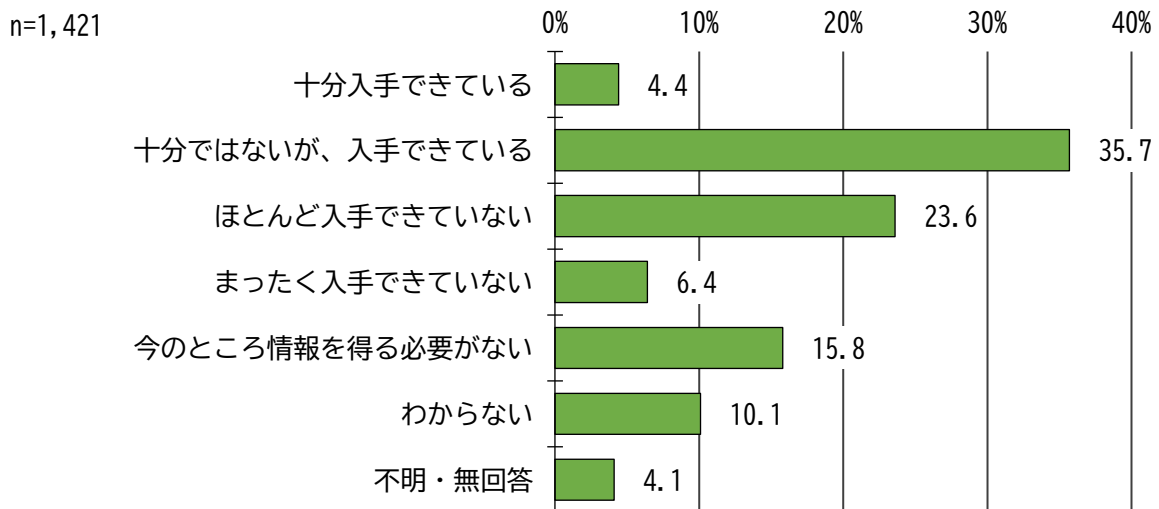
空白部分

■情報の入手先について

Q. あなたは、福祉に関する情報を主にどこから（どのようにして）得ていますか。



Q. あなたは、福祉に関する情報をどの程度入手できていると感じていますか。



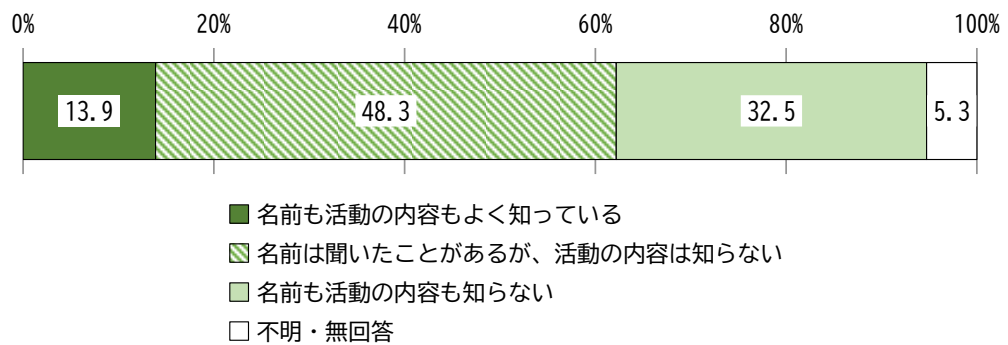
- 福祉に関する情報の入手先については、「広報蕨」が最も多くなっています。
- 福祉に関する情報をどの程度入手できていると感じるかについては、「十分ではないが、入手できている」が35.7%と最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が23.6%となっています。

音声コード

■社会福祉協議会について

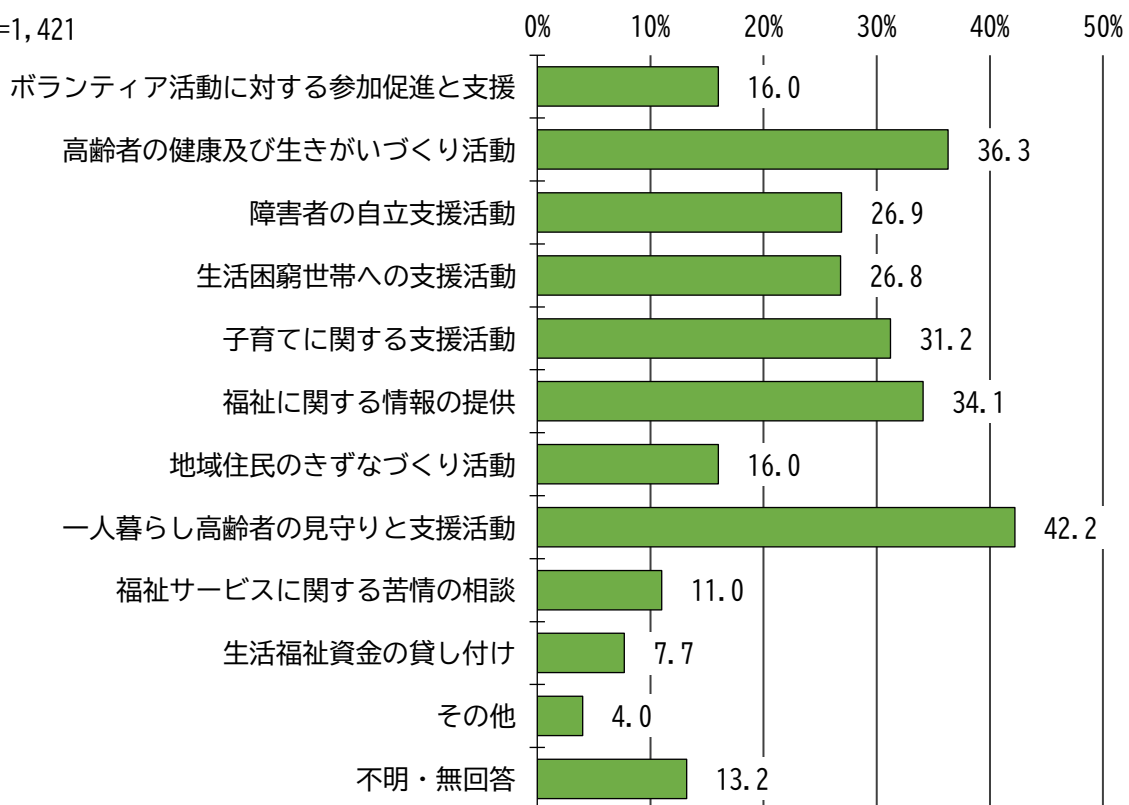
Q. あなたは、蕨市社会福祉協議会をご存じですか。

n=1,421



Q. あなたが今後、社会福祉協議会に期待する取り組みはありますか。

n=1,421



- 社会福祉協議会を知っているかについては、「名前も活動の内容も知っている」が 13.9%、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」が 48.3%、「名前も活動の内容も知らない」が 32.5%となっています。
- 今後、社会福祉協議会に期待する取り組みについては、「一人暮らし高齢者の見守りと支援活動」や「高齢者の健康及び生きがいづくり活動」、「福祉に関する情報の提供」等が上位となっています。

音声コード

空白部分

3 ワークショップからみる現状

(1) 実施の目的

日頃感じる地域の現状や課題、地域を良くするためのアイデアなどをお伺いし、計画策定の際の施策検討に活かすために実施しました。

「地域で気になっていること」や「地域で残したい点」について話し合い、それを踏まえて本市の地域福祉を推進するために「今後取り組んでいくべきだと思うこと」や、「地域でできそうなこと」等についてアイデアを出し合っていました。

(2) 開催概要

場所		実施日	時間	参加人数
中央公民館 1階集会室	第1回	令和6年2月22日(木)	14:00~16:00	19名
	第2回	令和6年3月7日(木)		
東公民館 3階集会室	第1回	令和6年2月22日(木)	18:30~20:30	16名
	第2回	令和6年3月7日(木)		



音声コード

(3) 結果のとりまとめ

★中央公民館

主な課題	主なアイデア
ボランティアに関すること	・有償ボランティアの充実（使わなくなった制服や学校で使うもののリユース活動、転入された方に蕨をガイドしてくれるボランティア等）。
地域の活動に関すること	・外国人の県人会のようなものがあるといいのではないかと。 ・市が町会に積極的に関わってくれれば活動しやすい。 ・町会のイベント等について積極的に声掛けし、参加を促す。
コミュニケーションに関すること	・大人もあいさつが大切。 ・地域の関係性を深めることで、ごみの問題や多文化共生の問題等も解決するのでは？
居場所に関すること	・誰でも集える居場所づくり。 ・空き家や空き店舗を地域活動に活用することで、地域や商店街を活性化。
防犯・防災に関すること	・空き家情報をきちんと取りまとめ、対応できる体制が必要。 ・近隣の防災訓練を増やす。
子ども・子育てに関すること	・子どもが気軽に行ける場所を増やす。
見守りについて	・地域の商店や行政等の協力により、コミュニティバスのベンチを設ける。見守りも兼ねられる。
多文化共生について	・色々な国の人との交流を進める。 ・国籍や地域のグループ（〇〇会）をつくってもらい、リーダーを立ててもらおう。
ごみ出しに関すること	・ごみ出しに関する看板を見やすくする（絵やピクトグラムを用いる）。 ・外国人にもわかりやすい表記にする。



音声コード

★東公民館

主な課題	主なアイデア
ボランティアに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアのポイント制（有償化）。
地域の活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・お祭りなどのイベントの継続。 ・若い世代対象のワークショップを行う。
コミュニケーションに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつを増やす。 ・コミュニケーションづくり。 ・情報発信を工夫する。 ・高齢者が情報ツールとしても活用できるように、スマホやPC教室を増やす。 ・イベント情報をインターネットでも発信する。
防犯・防災に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の活用と、名簿に登録されていない「災害弱者」を可視化する。 ・防災訓練を誰でも参加できるようにする工夫が必要。 ・防災訓練の強化。 ・災害ボランティアの活動支援（学生であれば単位を付与するなど、参加者のメリットも考える）。 ・各町会のパトロールの強化。
高齢者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の増加と内容の充実と、空き家・空き店舗の活用。 ・地域包括支援センターを最大限に活用すべき。
多文化共生について	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人との共生についてみんなで考える。
交通に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ぷらっとわらびの路線、便数の増加。
ごみ出しに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ表示の多言語化。 ・ごみ当番を仕事としてやってもらう。



音声コード

4 関係団体ヒアリングからみる現状

(1) 実施の目的

地域福祉やまちづくりについて団体の皆様のお考えやご意見を計画策定に活かしたいと考え、本市で活動されている関係団体の皆様を対象にヒアリングを行い、より具体的なニーズや課題を把握することを目的としました。

(2) 開催概要

■調査票による事前調査

調査期間：令和5年12月～令和6年1月

調査方法：調査票の配布・回収

回収状況：配布数28団体、回収数23団体

■団体ヒアリング

実施日：令和6年3月5日（火）

ヒアリング方法：グループヒアリング（15団体）

参加団体	
①	日本語ボランティアワラビー 蕨市第一地域包括支援センター 蕨市第三地域包括支援センター 埼玉県行政書士会川口支部 夕方からの居場所づくり「ぽっかぽか」
②	蕨・戸田地区保護司会蕨支部 糸ぐるま 蕨市社会福祉協議会（生活支援コーディネーター） 北町コミュニティ委員会 蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
③	蕨市地域薬剤師会 蕨市社会福祉協議会ボランティア連絡会 蕨市町会長連絡協議会 蕨市地域自立支援協議会 南町コミュニティ委員会

音声コード

(3) ヒアリング結果について

■日頃活動されている中で感じる地域の課題

- ・ 経済的に困っている人が増えた。
- ・ 外国人が、困ったときにどこに相談すれば良いか分からない。
- ・ 外国人とのコミュニケーションの取り方。
- ・ 働いている人は忙しく、ごみ当番もできない。ごみ出しのトラブルが増えている。
- ・ ごみ問題については、有料化の検討も必要では。
- ・ 孤独死の問題が増えている。

■活動者や担い手の問題について

- ・ ボランティア活動に、若い人はなかなか入ってこない。
- ・ 若い人に向けた活動のアプローチ方法も検討していく必要がある。
- ・ モチベーションの維持が大事。
- ・ 介護人材の離職が多く、応募も少ない。ケアマネジャーも減少している。
- ・ サロン立ち上げの際、参加はしてくれるが、リーダーとして活動を引っ張ってくれるような人はなかなかいない。
- ・ 町会や子ども会の加入率が伸びない。

■団体の活動上における課題

- ・ 本来支援が必要な人なのにもかかわらず、支援を拒否されてしまうことがある。
- ・ 要支援者に対するアプローチが難しい。
- ・ 活動場所の確保が課題。公共施設や飲食店、デイサービス、企業の食堂等を活用できたりすると良い。
- ・ こども食堂を、高齢者の居場所としてもうまくマッチングさせたい。
- ・ 再犯防止の活動は、地域の協力が不可欠である。

音声コード

5 現状を踏まえた課題整理

●地域の活動について

<現状>

- ・地域活動参加者の高齢化や共働きの増加、定年延長等の影響で、地域活動の担い手不足が課題となっています。また、サロン等において、組織の立ち上げやリーダーとして活動を牽引する方も減少しています。
- ・アンケート調査結果では、活動への参加については体力的、時間的なハードルが高く、意欲があっても活動に参加できていない状況にあることが分かります。
- ・団体ヒアリング等では、地域で活動を行う際の活動場所の確保や、モチベーションの維持が難しいといった意見が寄せられました。

<課題>

- ・地域活動への参加が少ない若い世代を中心に、新たな担い手づくりや後継者の育成支援に取り組む必要があります。
- ・参加意欲のある人が地域活動に参加しやすくなるための環境の整備が必要です。

●地域のつながりについて

<現状>

- ・生活様式の変化や価値観の多様化により、地域や近所での交流の機会が減少し、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- ・アンケート結果をみると、近所付き合いの希薄化が、特に若い世代で多くなっており、ワークショップでは、世代間交流や団体同士の交流が少ないといった意見が挙げられています。

<課題>

- ・気軽に参加しやすい環境づくりや、交流できる場の整備が求められます。
- ・日頃からの交流や、団体間の連携を含めた活動支援が必要です。

●困難を抱える人の状況について

<現状>

- ・近年、少子高齢化による高齢者のみの世帯（高齢単身世帯を含む）の増加や、介護と育児の両方を行う「ダブルケア」の問題や8050問題など、様々な分野の課題が複合し、生活課題も多様化・複雑化しています。
- ・ワークショップや団体ヒアリングの意見では、支援が必要にも関わらず断られるケースや、個人情報やプライバシーの観点でアプローチが難しくなっているといったケースが見られます。また、特に本市では外国人住民が多く、コミュニケーションの取り方や相談先がわからないといったケースがあります。

<課題>

- ・市民が福祉課題に関心を持ち、気づき、相談窓口等へつなげるための仕組みづくりが必要です。
- ・複合的な課題を抱える人に向けた支援の充実に取り組む必要があります。
- ・外国人に向けては、相談先の周知や市からの情報の多言語化等、多様なアプローチの方法を検討する必要があります。

●地域福祉に関する情報の発信について

<現状>

- ・アンケート結果をみると、主な情報の入手先として「広報蕨」が最も多くなっていますが、ワークショップでは、高齢者もインターネットを活用した情報収集が浸透してきており、情報発信について工夫が必要であるといった意見がありました。
- ・各種相談窓口、各種講座の開催、ボランティア活動等の情報が、支援を必要とする人や参加したい人に届く情報発信が求められています。

<課題>

- ・必要な人に必要な情報が届くような仕組みづくりが必要です。
- ・従来の広報紙やチラシに加え、ホームページやSNS等の多様な媒体による情報発信が求められます。
- ・地域活動の活性化に向けて、ボランティア活動やイベント等の情報発信の充実が必要です。

音声コード

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の最上位計画である『「コンパクトシティ」将来ビジョンⅡ』において、福祉分野では「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」を分野別の目指す姿として定め、だれもが地域の中でいきいきと生活できる、みんなにあたたかいまちづくりの推進や、いつまでも健康で幸せに暮らせるまちを目指し、取組を進めています。

本計画は『「コンパクトシティ」将来ビジョンⅡ』の内容をはじめ、関連計画との整合を図りつつ、市の諸課題を踏まえた地域福祉の推進を目指すため、基本理念を以下の通り定めます。

≫ 基本理念 ‹

みんなで支えあう みんなにあたたかいまち わらび



2 基本目標

基本理念の考えに基づき、以下の4つを基本目標として本計画を推進します。

◆基本目標1 地域を支える人づくり

地域福祉の要である地域活動を推進するためには、市民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、自分ごととして捉え、地域活動に関わる人が増えることが重要です。

地域福祉の取組に関する情報発信や福祉教育の推進、ボランティア活動に対する支援等を通じて、市民の地域福祉への関心を高め、自主的に地域活動に参加する方が増えていくことを目指します。

◆基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり

地域には子どもから高齢者、障害のある人や外国人など、様々な人が住んでいますが、それぞれが抱える困りごとや課題も複雑化・多様化しており、すべての人を支えるためには、「公助」だけではない、地域の支え合いによる「互助・共助」の取組が重要となります。

このような取組を推進していくためには、日頃から隣近所や住民同士のつながりが大切であることから、地域活動を担う町会・自治会活動の支援や住民同士の交流の場づくり、地域での助け合いや見守り活動による防災・防犯体制の充実等に取り組めます。

◆基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるためには、地域における生活環境の整備や個人の健康づくりの推進が重要です。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進や生活環境の整備、生きがいつくりや社会参加の促進等、ハードとソフトの両面による環境づくりに取り組めます。

また、罪を犯してしまった人が円滑に社会復帰できるよう、再犯防止や社会復帰に向けた取組を推進します。

◆基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり

地域での支え合いだけでは対応できない困りごとや課題に対し、相談や支援を包括的に実施できる体制づくりが重要です。

市や社会福祉協議会による相談体制や情報提供体制の整備や、福祉サービスの充実に取り組むとともに、認知症や障害などを理由に不利益な取扱いを受けることの無いよう、成年後見制度の周知や利用促進に取り組み、権利擁護の推進を図ります。

音声コード

3 計画の体系

～基本理念～

みんなで支えあう みんなにわたたかいまち わらび

基本目標	施策	市・社会福祉協議会の主な取組
基本目標 1 地域を支える人づくり	1. 福祉意識の醸成	(1) 地域福祉に関する普及啓発 (2) 学校での福祉教育の推進
	2. 地域福祉活動の活性化と人材の育成	(1) ボランティア・地域福祉リーダーの育成 (2) ボランティア・NPO活動への支援 (3) 企業や事業所の地域福祉活動の推進
基本目標 2 誰もがつながり合う仕組みづくり	1. 地域コミュニティの形成	(1) 町会・自治会活動への支援 (2) 見守り活動の推進
	2. 交流の場や機会の充実	(1) 地域の活動拠点の整備 (2) 交流の場の充実 (3) 世代間交流の促進
	3. 防災・防犯体制の充実	(1) 地域の防災力の向上 (2) 交通安全対策の推進 (3) 地域の防犯体制の充実
基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	1. 生活環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 移動支援サービスの充実 (3) マナー向上に向けた啓発活動
	2. 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの普及・推進 (2) 心身の健康づくりの推進
	3. 社会参加・生きがいづくりの支援	(1) 生涯学習機会の拡大 (2) スポーツ・レクリエーションの機会の拡大 (3) 孤立や配慮が必要な人への支援
	4. 生活困窮者等の支援体制の充実	(1) 生活困窮者の把握と支援 (2) 住居等確保の支援 (3) 就労支援の推進 (4) 罪を犯した人等への社会復帰の支援
基本目標 4 地域福祉を推進する連携の体制づくり	1. 相談体制の充実	(1) 身近な相談窓口の充実 (2) 民生委員・児童委員との連携強化
	2. 情報提供の充実	(1) 情報提供の充実と情報バリアフリーの推進
	3. 連携体制の充実	(1) 福祉サービスの充実 (2) 複合化した地域課題を解決するための連携体制づくり (3) 権利擁護の推進

音声コード

空白部分

II 各論

音声コード

空白部分

第4章 施策の展開

基本目標 Ⅰ 地域を支える人づくり

1. 福祉意識の醸成

●● 課題と方向性 ●●

ライフスタイルの変化や少子高齢化の中で核家族化が進み、地域への関心が希薄化していることから、地域や隣人との交流機会の減少や、住民相互の支え合いの関係性が薄れていることが伺えます。

すべての市民が日頃から福祉に対する理解を深めるため、学習会や講座、学校等における意識の醸成に向けた取り組みが重要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 地域福祉に関する普及啓発

地域に住む高齢者や障害のある人、子育て家庭などに対する認識と理解を深めていけるよう、広報による周知や、各種講座等を開催し、福祉に対する意識の向上を図ります。

取組名	取組内容	担当課
① 民生委員・児童委員活動の周知	広報紙やデジタルサイネージの活用等により民生委員・児童委員の制度や活動の周知を図り、理解促進に努めます。	福祉総務課
② 障害のある人への理解を深めるための広報・啓発事業	広報・ポスター掲示等による障害者週間等の周知や、差別解消法及び虐待防止のリーフレットの作成、手話言語条例制定に伴うリーフレットの作成を行い、啓発を図ります。	福祉総務課
③ 生涯学習等における人権教育の推進	蕨市人権教育推進協議会と連携しながら、人権講演会や指導者養成講座の啓発活動などを行います。また、人権・同和団体主催の研修会へ参加し、職員の人権意識を高めます。	生涯学習スポーツ課

取組名		取組内容	担当課
④	市民参画・協働の推進	みんなで創るわらび推進条例市民懇談会の開催や、懇談会の内容に基づく市民参画・協働の実施状況の公表、市長タウンミーティング、市民意識調査、SDGs 提案制度等を実施します。	政策課 市民協働課
⑤	社会福祉協議会の事業紹介	わらび社協福祉だより「さくらんぼ」の発行や蕨市社会福祉協議会ホームページへの掲載により、社会福祉協議会が運営する各種講座や事業内容の情報提供を行います。	社会福祉協議会
⑥	わらび社協まつり	ボランティアの活動紹介や障害者の理解促進等のため、「わらび社協まつり」を開催します。	社会福祉協議会
⑦	蕨市社会福祉大会	社会福祉の発展に功績のあった方への表彰やアトラクション等を実施する「蕨市社会福祉大会」を開催します。	社会福祉協議会

(2) 学校での福祉教育の推進

市内の小中学校および高等学校等と連携し、地域住民や地域活動団体、サービス提供事業者などの協力を得ながら、学校における福祉教育を推進します。

取組名		取組内容	担当課
①	はっらっスクール事業	地域の大学生・大学院生をボランティアとして募集し、市内小・中学校において、学習や生活の支援等を行います。	学校教育課
②	福祉体験学習会	市内小・中・高等学校に講師等を派遣し、福祉体験学習会を実施します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 地域社会の生活課題や福祉課題に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加してみましよう。
- 地域でできることは地域で担うという考え方で、地域社会の生活課題や福祉課題に向き合い、解決に向けて取り組みましよう。
- 町会や子ども会に加入し、活動に参加ましよう。
- 活動団体同士が持つ情報を共有し、身近な地域でさまざまな立場から支援することができる体制をつくりましよう。

音声コード

2. 地域福祉活動の活性化と人材の育成

●● 課題と方向性 ●●

本市では、福祉や子育て、教育などの様々な分野において、個人をはじめボランティア・NPO活動団体や事業所等が地域福祉活動に参加されています。一方で、担い手の高齢化や、生活様式の多様化、時間的に余裕が無いなどといった理由により、活動を担う人材が減少しています。ワークショップや関係団体ヒアリングの意見によると、若い世代を中心に担い手が減少しているといった現状が見受けられます。

ボランティア・NPO活動等の地域福祉活動をさらに活性化させていくために、活動に関する情報提供や団体間の連携、受け手と担い手の調整機能を果たすボランティアコーディネーターの育成等に取り組む必要があります。

また、福祉に興味・関心を持っていない人に対するアプローチを検討し、地域の未来を担う新たな人材の確保・育成が重要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) ボランティア・地域福祉リーダーの育成

ボランティア体験の機会や講座の開催等により、様々な分野・地域で活躍するボランティアや地域福祉リーダーを育成します。

取組名	取組内容	担当課
① 生活支援サポーター養成講座の開催	高齢者の日常生活を支えることや有償ボランティアに興味のある人を対象に、生活支援サポーターの養成講座を開催します。	健康長寿課
② はじめてのボランティア体験プログラムの開催	はじめてボランティアをする方に向けて、体験会を実施します。	社会福祉協議会
③ 親子向けボランティア講座の開催	小学生を対象に、親子で参加するボランティア講座を開催します。	社会福祉協議会

(2) ボランティア・NPO活動への支援

各種ボランティア団体・NPOに対し、情報提供の充実を図るとともに、広報等による活動内容の周知に努めます。

取組名		取組内容	担当課
①	コミュニティ活動拠点の充実	コミュニティ・センターやわらびネットワークステーションなど、市民活動の拠点となる施設の機能の充実に努めます。	コミュニティ・センター 市民協働課
②	コミュニティ運営協議会の運営支援	コミュニティ運営協議会における研修や交流会を実施するとともに、各コミュニティ委員会が行う活動や取組を支援します。	安全安心課 コミュニティ・センター
③	市民活動推進事業(わらびネットワークステーション)	市民活動の拠点として、市民活動フォーラム、セミナーの開催、人材バンクなどにより、市民や市民活動団体への情報提供及び市民活動への参加促進と団体の活性化及び、活動支援を行います。	市民協働課
④	こども食堂、フードパントリー実施団体への支援	市内でこども食堂やフードパントリーを実施している市民団体へ、フードドライブ等により寄付された食材・物品を提供するほか、支援が必要な人への周知を行うなど団体の活動を支援します。	子ども未来課
⑤	給食用食材のボランティア団体等への無償提供	休校等により学校給食で使用できずに余剰となる食材等を、こども食堂やフードパントリーを実施している市民団体へ無償提供を行います。	学校給食センター
⑥	障害者等自発的活動支援事業	障害のある方やそのご家族、障害のある方を支援する地域のボランティア団体などの自発的な活動を支援するため、補助金を交付します。	福祉総務課
⑦	社会福祉協議会補助事業	法人運営事業やボランティアセンター事業、有償ボランティアサービス事業等に対する補助を行います。	福祉総務課 健康長寿課
⑧	ボランティア連絡会の運営支援	蕨市ボランティアセンターに登録するボランティア団体から成るボランティア連絡会の運営を支援します。	社会福祉協議会

音声コード

取組名		取組内容	担当課
⑨	有償ボランティアサービス事業の実施	支援が必要な高齢者等のちょっとした困りごとに対し、住民同士の有償の支え合い活動を推進します。	社会福祉協議会
⑩	福祉団体助成事業	共同募金の配分金を活用し、福祉団体等に助成します。	社会福祉協議会
⑪	社会福祉協議会支部への支援	会員のみなさまから頂いた社会福祉協議会の会費をもとに社会福祉協議会支部の事業に対し、助成金を交付します。	社会福祉協議会

(3) 企業や事業所の地域福祉活動の推進

地域の企業や事業所に対し、地域福祉活動への参加等呼びかけます。

取組名		取組内容	担当課
①	防災や見守りなど民間団体・企業との連携・協定の促進	民間企業や事業者と包括協定や連携協定を結び、災害時の物資の提供や応急普及活動など、緊急時における支援体制の強化を図ります。 また、地域に密着している各種団体や事業者等と協定を結び、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を普段から見守ることのできる体制を構築します。	関係各課
②	フードドライブ活動等への支援	地域企業等が実施するフードドライブ活動等と、市内でこども食堂やフードパントリーを実施している市民団体をつなげます。	子ども未来課
③	福祉体験学習の支援	地域の企業に向けて、障害や高齢に伴う心身の変化やその生活を知る福祉体験への講師派遣や体験用備品の貸出等を行います。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 自分の住む地域や市内の福祉活動について関心を持ち、情報を入手しましょう。
- まずは自分が参加できそうな活動から参加してみましよう。
- 社会福祉協議会が実施する、ボランティア体験学習や講座等に参加してみましよう。
- 地域福祉活動の新たな担い手の発掘に向けた様々なアプローチを行い、人材確保に努めましよう。

音声コード

基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり

1. 地域コミュニティの形成

●● 課題と方向性 ●●

町会・自治会は、住民同士のつながりづくりや、地域課題の解決、有事の際の助け合い等の地域活動を担う、最も身近な組織です。一方、アンケートでは町会・自治会活動をしたことが無い市民が半数以上となっており、市民からの意見でも、町会や子ども会の加入が減っているといった意見が挙げられています。地域でつながり合い、支え合うまちづくりを推進するため、町会・自治会活動の活性化に向けた取組が求められます。

また、一人暮らし高齢者等や高齢者のみの世帯、ひきこもりの方などが増加しており、地域での見守り体制がより重要となっています。地域で困っている方を適切な支援につなぐため、地域コミュニティの形成や、困っている人に気づき、つなげていくための取組が求められます。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 町会・自治会活動への支援

安全・安心で住みよいまちづくりを推進するために、地域で活動する町会・自治会に対する支援を行います。

取組名		取組内容	担当課
①	町会振興事業	地域住民の福祉の向上及びコミュニティ活動の活性化に寄与するため、町会や子ども会が行う活動などに対し、補助金を交付します。	安全安心課
②	町会活動の担い手、支え手への支援（調査・研究）	町会が抱える共通課題（役員等の負担増、高齢化、加入率の減少等）の解決を目指し、担い手の確保および支援をするため、伴走型の町会運営支援や広報の拡充などについて、調査・研究を行います。	安全安心課
③	小地域活動助成事業	共同募金の配分金を活用し、町会・自治会が行う地域福祉事業に助成金を交付します。	社会福祉協議会

音声コード

(2) 見守り活動の推進

すべての市民が安心して暮らすことができるよう、地域内での見守り活動や、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への見守り活動などを推進します。

取組名		取組内容	担当課
①	防災や見守りなど民間団体・企業との連携・協定の促進 ※再掲	地域に密着している各種団体や事業者等と協定を結び、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を普段から見守ることのできる体制を構築します。	関係各課
②	地域包括支援センターによる高齢者支援	高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターが総合相談を行い、高齢者やその家族等からの相談にも応じます。	健康長寿課
③	民生委員による高齢者訪問（調査）の実施	高齢者が安心して生活できるよう、民生委員が75歳以上の方を訪問し、緊急連絡先の把握等を行います。	健康長寿課
④	認知症総合支援事業	地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症への理解を深めるための活動や認知症ケアなど、認知症の人やその家族を支援します。	健康長寿課
⑤	認知症サポーター養成事業	認知症の基本的知識や対応の方法を学ぶ認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症の方やその家族を地域で見守り、応援する認知症サポーターを養成します。	健康長寿課
⑥	見守り活動の実施	社会福祉協議会支部において、一人暮らし高齢者等に対する愛の給食サービスや見守り活動を実施します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 地域の町会・自治会活動など、地域で行われている活動に関心を持ち、参加しましょう。
- 子ども会活動に参加し、運営に協力しましょう。
- 日頃から隣近所へ気を配りましょう。

2. 交流の場や機会の充実

●● 課題と方向性 ●●

社会福祉協議会による支部活動や小地域活動、サロン活動などを中心とした活動の場や交流の場が形成されていますが、市民の意見では、気軽に通うことができる交流の場や、世代間交流の充実が求められています。団体ヒアリングでも、活動場所の充実について意見が挙げられており、地域内における自主的な活動や交流の場の形成が必要となっています。

地域で気軽に交流ができる場所を整備するとともに、イベントや行事への参加や世代間交流による地域づくりを推進し、住民同士の交流活動を活性化することが重要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 地域の活動拠点の整備

地域で気軽に集まり、活動することができる場を整備します。

取組名		取組内容	担当課
①	総合社会福祉センターの管理・運営	地域福祉活動の拠点となる、総合社会福祉センターの管理・運営を行うとともに、施設・機能の充実を図ります。	福祉総務課
②	市民会館の管理・運営	市民の芸術・文化活動の拠点となる、市民会館の管理・運営を行うとともに、施設・機能の充実を図ります。	庶務課
③	公民館の管理・運営	地域の交流や生涯学習等の拠点となる、公民館の管理・運営を行います。	公民館
④	老人福祉センタークラブ活動の推進	地域で暮らす高齢者の趣味やレクリエーション等のクラブ活動団体登録を推進し、活動の活性化を図ります。	健康長寿課 社会福祉協議会

(2) 交流の場の充実

市民が気軽に交流できる場や機会を提供し、地域活動の促進を図ります。

取組名		取組内容	担当課
①	高齢者クラブ補助事業	高齢者クラブの活動に係る費用の一部を補助するとともに、庁内に事務局を設置し、会議・イベント等の運営支援を行います	健康長寿課

音声コード

取組名		取組内容	担当課
②	老人憩の家みつわ苑の管理・運営	高齢者サークルの活動拠点として、高齢者向け講座（体操や工作など）や、世代間交流事業（祭り・コンサートなど）を実施します。	交流プラザさくら
③	いきいき百歳体操の推進	高齢者の健康維持と介護予防を目的とした住民主体による介護予防の取組として、介護予防の通いの場である「いきいき百歳体操」を推進します。	健康長寿課
④	あるあるわらび元気お散歩ラリーの実施	高齢者の外出機会の確保や交流、健康づくりなどを目的に、お散歩コースを散策する取組を実施します。	健康長寿課
⑤	地域子育て支援センター事業	主に家庭で子育てをしている0～2歳児とその保護者が集い、交流できる場を提供します。	子ども未来課
⑥	児童センター・児童館の管理・運営	子育て世帯の親子同士で育児について情報の共有や交流を図る、にこにこ広場を実施します。	福祉・児童センター
⑦	放課後子ども教室推進事業	市内の小学校において、学校の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習・スポーツ・文化活動等の体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの地域交流活動、昔の遊び等の交流活動を実施します。	生涯学習スポーツ課
⑧	保護者等の学習・交流機会の提供	0～3歳児とその保護者を対象に、様々な学習機会や交流・情報交換の場を提供します。	公民館
⑨	老人福祉センターの管理・運営	高齢者の憩いとやすらぎの場を提供するほか、高齢者サークル等の活動拠点となる老人福祉センターの管理・運営を行います。	健康長寿課 社会福祉協議会

取組名		取組内容	担当課
⑩	地域交流サロンの実施	社会福祉協議会支部において、高齢者の居場所づくりを目的とした地域交流サロンを開催します。	社会福祉協議会
⑪	福祉団体助成事業 ※再掲	共同募金の配分金を活用し、高齢者クラブ連合会に助成金を交付します。	社会福祉協議会

(3) 世代間交流の促進

地域の中で世代間等の交流を行うことで、思いやりのある地域づくりを推進します。

取組名		取組内容	担当課
①	青少年対象事業	子ども達と地域の大人たちとの交流を通じ、青少年の健全育成を図る体験事業等を実施します。	公民館
②	公立保育園での高齢者との交流	子どもたちと地域の高齢者との交流行事を実施します。	保育園
③	老人憩の家みつわ苑の管理・運営 ※再掲	高齢者サークルの活動拠点として、高齢者向け講座（体操や工作など）や、世代間交流事業（祭り・コンサートなど）を実施します。	交流プラザさくら
④	こども食堂への支援	市内でこども食堂を実施している市民団体の活動を広報・周知します。	子ども未来課
⑤	福祉団体助成事業 ※再掲	共同募金の配分金を活用し、子ども会育成会が実施する世代間交流事業等に助成金を交付します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 地域にどのような交流の場があるかを把握し、積極的に参加してみましよう。
- 子どもたちと一緒に、親子同士の交流の場に参加してみましよう。
- 地域内の子どもや高齢者など、多様な人との交流を積極的に図りましよう。

音声コード

3. 防災・防犯体制の充実

●● 課題と方向性 ●●

近年、全国的に地震や台風、豪雨等の大規模な自然災害が毎年のように発生しており、地域全体で安全・安心なまちづくりに対する意識や、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が増しているところです。自主防災会等を中心とした防災訓練の推進や、災害時における自助・互助による助け合い・支え合いの体制づくりが必要です。

また、犯罪や事故のない地域をつくるため、防犯意識の啓発や、地域内での見守り活動の促進等に取り組むことが大切です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 地域の防災力の向上

各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災演習等を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。また、要介護認定者や障害のある人等の避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災会や町会・自治会、民生委員・児童委員等と連携し、平常時からの情報共有体制を構築します。

取組名		取組内容	担当課
①	総合防災演習事業	自主防災会をはじめ、関係機関や多くの市民の参加による、総合的な防災演習を実施します。	安全安心課
②	自主防災組織育成事業 (自主防災組織育成交付金)	災害時の自主活動において、必要となる資機材等の購入に要した費用の一部を補助します。	安全安心課
③	自主防災組織育成事業 (避難所運営訓練)	自主防災会への支援強化として、市内小中学校のうちいずれか1つの避難所において訓練を実施します。	安全安心課
④	避難所運営協議会	避難所の運営にかかわる方々が、日ごろから顔の見える関係を構築することで、避難所の開設運営を円滑にするため、運営協議会を開催します。	安全安心課
⑤	災害予防対策事業 (避難行動要支援計画策定)	名簿登録の申請があった各避難行動要支援者に対して、自主防災会の協力を得ながら個別計画を策定し、警察・消防などの避難支援等関係者へ提供します。	安全安心課 健康長寿課 福祉総務課 保健センター

取組名		取組内容	担当課
⑥	防災や見守りなど民間団体・企業との連携・協定の促進 ※再掲	災害時の物資の提供、応急普及活動などで、連携・協定の促進を図ります。	関係各課
⑦	消防団への支援	消防団運営費補助や消防団員報酬制度等により、消防団活動を活性化し、各種イベント及び行事等において、市民の防災意識の向上を図ります。	消防本部総務課
⑧	中学生地域防災支援事業	地域防災に関心のある中学生を対象に、地域防災支援を行う中学生（WARABI SUPPORTING STUDENTS：略称WSS）として、総合防災演習への参加を推進します。	学校教育課
⑨	災害ボランティアセンターの設置運営訓練	災害ボランティアセンターの運営訓練を実施するとともに、訓練を通して「災害ボランティアセンターマニュアル」を見直し、災害時に活用できるマニュアルを作ります。	社会福祉協議会

（２）交通安全対策の推進

市民による児童・生徒の登下校時の見守り活動や、警察等の専門機関と連携した交通安全への取組を推進します。

取組名		取組内容	担当課
①	交通安全推進事業 （交通安全意識の向上）	警察等の交通安全関係団体との連携により、交通安全教室や交通安全運動などのキャンペーンを実施します。	安全安心課
②	交通安全推進事業 （交通安全指導員）	朝の登校時に、交通安全指導員が立哨指導を行います。	安全安心課
③	交通安全推進事業 （高齢者運転免許証自主返納奨励事業）	自動車等の運転に不安を抱え、自ら運転免許証を返納しようとする高齢者に対し、移動のために利用するバス又はタクシーの利用料金の一部を助成します。	安全安心課

音声コード

(3) 地域の防犯体制の充実

地域で犯罪が起きにくい環境を整備するとともに、自主的な防犯活動を支援します。また、高齢者を狙った悪質商法等などの犯罪を防ぐため、消費生活に関する啓発活動や相談事業に取り組みます。

取組名		取組内容	担当課
①	防犯対策事業 (啓発品・啓発用チラシ)	ひったくりや自転車盗難、振り込め詐欺の被害防止に向けて、防犯啓発グッズや啓発チラシ等を配布し、防犯意識向上を図ります。	安全安心課
②	防犯対策事業 (自転車盗難等防犯対策委託)	駅周辺の夜間見回りを実施し、自転車等利用者に対し駐輪・防犯指導を行います。	安全安心課
③	防犯対策事業 (防犯灯設置等)	夜間における犯罪防止や通行の安全確保のため、LED防犯灯の維持管理及び設置工事を行います。	安全安心課
④	防犯対策事業 (防犯カメラ設置)	地域の犯罪を未然に防ぐため、防犯カメラの維持管理及びプライバシーに配慮した適切な運用を行います。	安全安心課
⑤	防災行政無線による防犯啓発放送の実施	振り込め詐欺の電話等が多発していることから、警察からの依頼により緊急的な防災行政無線による注意喚起を行うほか、地域の目で子どもたちを守るため、低学年の児童の下校時間に合わせて見守りを呼びかける防犯啓発放送を行います。	安全安心課
⑥	自主防犯組織の活動支援	自主防犯組織等による防犯パトロールなど、市民の自主的な防犯活動を支援します。	安全安心課
⑦	こども110番の家への協力依頼	通学路を中心に、一般家庭や店舗へ子どもが助けを求め緊急避難してきた場合に、保護や必要に応じた通報や連絡を行う「こども110番の家」への協力依頼を進めます。	生涯学習スポーツ課

取組名		取組内容	担当課
⑧	消費生活展の実施	暮らしの身近な問題について、広く市民に発表・周知する場を設けます。	商工観光課
⑨	消費生活相談事業	商品を購入したり、サービスを利用したりした際に生じる消費者と事業者の間のトラブルについて、相談に応じます。	蕨市消費生活センター 商工観光課

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 日頃から災害情報を入手するとともに、自分の住む地域の避難経路・避難場所の確認や、非常持出品等を備えましょう。
- 災害時には隣近所の助け合いが重要となるため、日頃から声をかけ合える関係を築きましょう。
- 地域の防災演習に、積極的に参加しましょう。
- 登下校の見守り活動などに参加しましょう。
- 消費者トラブルについて情報を知り、地域で共有しましょう。

音声コード

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

1. 生活環境の整備

●● 課題と方向性 ●●

すべての市民が地域に参画するためには、基盤となる生活環境の整備が重要です。公的な支援等を通じ、地域で安心・安全に生活できるような支援や整備が求められていることから、公共施設等のバリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進や、移動支援サービスの充実に関する取組が重要です。

また、ワークショップや団体ヒアリングでは、ごみ出しのマナーについて課題に挙げられています。特に引っ越してきた方や外国人の方なども含め、誰もが地域で快適に生活できるように、マナーの向上に向けた取組が必要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市民誰もが安全に安心して生活できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

取組名	取組内容	担当課
① 公共施設等のバリアフリーの推進	バリアフリーへの市民ニーズの高まりを踏まえ、社会情勢を反映した既設公共施設等の再整備や、老朽化した施設の改修、取替及び長寿命化計画による改修工事を実施します。	関係各課
② ソフト面のバリアフリーの推進	市が発行する印刷物等へのUDフォント対応や、音声コード対応、やさしい日本語の導入等を推進します。	関係各課

(2) 移動支援サービスの充実

移動支援サービスの充実を図るとともに、地域のボランティアによる送迎方法のあり方について検討します。

取組名		取組内容	担当課
①	コミュニティバス運行事業	市民の市内移動の交通利便性向上のため、コミュニティバスの運行事業者に対し運行経費の補助を行います。	安全安心課
②	地域生活支援事業 (移動支援事業)	屋外での移動が困難な障害のある人等に対して、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際に移動を支援します。	福祉総務課
③	福祉有償運送運営協議会	公共交通機関では要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便性の確保に係る方策等を協議します。	福祉総務課
④	福祉タクシー利用券	障害のある人の生活圏の拡大と社会参加促進に向けて、福祉タクシー利用券を交付します。	福祉総務課 保健センター
⑤	在宅福祉サービス事業の推進	社会生活の利便性の向上や生活圏の拡大、社会参加の促進等を支援するため、移動が困難な障害のある人や高齢者等に対し、車椅子等で乗車できる福祉車輛や、在宅用福祉機器(車椅子、白杖、ヘルスバッグ等)を貸し出します。	社会福祉協議会

(3) マナー向上に向けた啓発活動

市民のモラルやマナーの向上に向けた、啓発活動を推進します。

取組名		取組内容	担当課
①	ごみ出しなどのマナー向上に関する啓発	ごみの出し方のルールについて、多言語にも対応したポスターの作成や、ホームページ等で周知を行います。また、犬のフンを持ち帰るよう啓発する看板の配布を行います。	安全安心課

音声コード

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 地域のバリアフリーやユニバーサルデザインについて考えてみましょう。
- 病院への送迎や買い物支援など、地域での身近な助け合いについて考えてみましょう。
- マナー意識を持ち、快適に生活できるよう心がけましょう。

2. 健康づくりの推進

●● 課題と方向性 ●●

本市では、ボランティアによる健康づくりや介護予防への取組が展開されていますが、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、健康づくりに関する地域活動への関心も希薄化していることが伺えます。

心身ともに健康で、生きがいを持って生活できるよう、一人ひとりが健康について意識し、地域活動に継続的に参加していくことが重要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 健康づくりの普及・推進

市民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を推進します。

取組名		取組内容	担当課
①	スマートウェルネスシティの実現	本市におけるスマートウェルネスシティ（健康で幸せなまちづくり）の実現を目指すため、「歩いてしまう、歩き続けてしまうまちづくり」「ウォーカブルなまちづくり」を推進します。	関係各課
②	健康長寿蕨市モデル事業	「一日 8,000 歩、そのうち中強度の運動 20 分」を推奨するとともに、スマートフォンを活用し、ウォーキングを中心とした市民の健康づくりの定着を図るため、県の「コバトンALKOOマイレージ事業」を推進します。	保健センター
③	介護予防事業の充実	高齢者の健康維持と介護予防普及啓発を目的とした「からだ健康チェック会」や「フレイル予防教室」の充実を図るほか、住民主体による介護予防の取り組みとして、介護予防の通いの場である「いきいき百歳体操」を推進します。	健康長寿課
④	あるあるわらび元気お散歩ラリー ※再掲	高齢者の外出機会の確保や交流、健康づくりなどを目的に、お散歩コースを散策する取組を実施します。	健康長寿課

音声コード

取組名		取組内容	担当課
⑤	老人福祉センター 健康教室の運営	地域で暮らす高齢者の健康促進を目的とした体操教室や健康に関する講演会を実施します。	健康長寿課 社会福祉協議会

(2) 心身の健康づくりの推進

健康診査や相談等の充実を図ります。

取組名		取組内容	担当課
⑥	各種検診（健診）等の実施	がんを含む生活習慣病の早期発見、予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導、がん検診等各種検診（健診）を実施します。	医療保険課 保健センター
⑦	こころの健康のための情報提供・相談体制の充実	国・県、関連団体等や市の相談支援窓口を周知するとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。 また、精神科医師による相談（こころの健康相談）、関係機関の方や市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	保健センター

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 健康づくりについて関心を持ち、取り組んでみましょう。
- 各種検診（健診）を、個人だけでなく、家族や地域で声かけを行い、積極的に受診しましょう。
- 市や団体等が行う健康づくりへの取組に、積極的に参加しましょう。
- 地域での福祉や健康に関する学習会などに参加、協力しましょう。
- ゲートキーパー養成講座を受講しましょう。

3. 社会参加・生きがいづくりの支援

●● 課題と方向性 ●●

役割や生きがいを持ち、心身ともに健康で充実した生活を送るためには、多様な活動や社会参加の活性化が重要です。

ワークショップでは、誰もが集える場やイベントなどの充実が求められているなど、社会参加やスポーツ等、市民の自主活動の機会を増やすことで、生きがいづくりや生活の維持・向上に取り組むことが重要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 生涯学習機会の拡大

社会参加や学習活動等の機会を拡充し、市民の自主活動への参加を促進します。

取組名	取組内容	担当課
① 生涯学習推進体制の充実	社会教育活動の振興を図るため、社会教育委員会議を開催します。また、公民館における各種事業の企画・実施に向けた調査・審議を行うため、公民館運営審議会を開催します。さらに、市内各地区で生涯学習及び生涯スポーツの振興を図るため、地区生涯学習連絡会を開催します。	生涯学習スポーツ課 公民館
② 生涯学習に関する団体の支援	社会教育関係団体等の生涯学習に関係する団体の育成や支援を行います。	生涯学習スポーツ課 公民館
③ 生涯学習環境の充実	生涯学習の拠点となる施設を計画的に改修し、機能の向上を図ります。また、利用者のニーズなどを踏まえ、誰もが利用しやすい環境を整備します。	生涯学習スポーツ課 公民館
④ 多様な学習機会の提供	公民館などを拠点として、市民の学習ニーズやライフステージに応じた学習課題、その時々々の社会情勢などをテーマとした、多様な学習や学びを生かす機会を提供します。	公民館

音声コード

取組名		取組内容	担当課
⑤	生涯学習情報の発信	広報蕨や市ホームページ、公民館報などを活用し、市民のニーズや社会の課題を捉えた生涯学習情報を発信します。	生涯学習スポーツ課 公民館
⑥	協働の学びのまちづくり事業	市民要望の高いテーマを取り上げた講座の企画・実施を行い、市民参加型の学びの場や多様な学習機会を提供することで、市民に開かれた生涯学習の推進を図ります。	生涯学習スポーツ課
⑦	生涯学習カレンダーの発行	生涯学習に関係する事業を掲載した生涯学習カレンダーを発行し、市内で実施される様々な事業を市民に分かりやすくアピールし、市民参画の機運を醸成します。	生涯学習スポーツ課
⑧	図書館の充実	市民の生涯学習や課題・問題解決を支援する場として、図書及び資料の貸出、検索、予約、調査・研究の補助、主催事業の実施など、図書館サービスを提供します。また、図書館利用者の多様なニーズに応え、教養の向上やレクリエーション、日常生活に役立つ資料などを幅広く収集し提供を行います。	図書館
⑨	シルバー人材センター補助事業	高齢者の社会参加活動や生きがいづくりを支援するため、公益社団法人蕨市シルバー人材センターへ補助金を交付し活動を支援します。	健康長寿課
⑩	老人福祉センター 趣味講座の開催	高齢者の生涯学習の場として、教養を高めたり趣味やレクリエーション等を行う機会を提供し、高齢者の社会活動を支援します。	健康長寿課 社会福祉協議会

(2) スポーツ・レクリエーションの機会の拡大

各種団体と連携してスポーツ・レクリエーションの機会をつくり、社会参加・生きがいづくりの場の充実を図ります。

取組名		取組内容	担当課
①	スポーツ・レクリエーション推進事業	スポーツ・レクリエーションの機会を提供するため、市内温水プールの借り上げ事業や少年スポーツ教室のほか、スポーツ協会やその加盟団体などとも連携し、支部（地区）ごとの球技大会や体育祭、水泳大会やロードレース大会などを実施します。	生涯学習スポーツ課
②	スポーツ・レクリエーション団体支援事業	蕨市スポーツ協会、蕨市レクリエーション協会、蕨市スポーツ少年団などへ補助金を交付し、団体の活動や運営の支援を行います。	生涯学習スポーツ課
③	スポーツ推進委員の活動への支援	市民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ基本法の規定に基づいて委嘱したスポーツ推進委員の活動を支援します。	生涯学習スポーツ課

(3) 孤立や配慮が必要な人への支援

孤独や孤立状態にある人の実態把握や、相談しやすい・声をあげやすい体制の確保、人とのつながりや居場所づくりを行い、必要な支援を提供します。

取組名		取組内容	担当課
①	子どもの学習・生活支援事業	学習教室を設置し、学生ボランティア等によるマンツーマンでの学習指導、教員OBなどの教育支援員が定期的に家庭訪問を行い、低所得世帯やひとり親世帯の子どもや親に対して、進学や中途退学防止等の支援を行うとともに、高校・大学進学のための模試費用や大学受験料の支給を行います。	生活支援課 子ども未来課
②	生活自立相談支援センター事業	経済的に困窮し、生活の維持が困難となるおそれのある方や、ひきこもり状態にある方やその家族等を対象に、包括的な相談支援を行います。	生活支援課

音声コード

取組名		取組内容	担当課
③	こども家庭センター事業	母子保健と児童福祉における相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対し、切れ目のない相談・支援を行うとともに児童虐待を防止します。	子ども未来課 保健センター
④	ヤングケアラー支援事業	蕨市ヤングケアラー支援条例に基づき、ヤングケアラーの理解促進を図るとともに、相談支援体制を構築し、ヤングケアラーの可能性のある人を適切な支援につなげます。	子ども未来課
⑤	こども食堂、フードパントリー実施団体への支援 ※再掲	市内でこども食堂やフードパントリーを実施している市民団体の活動を支援することにより、困難を抱えるこどもや子育て家庭を支援します。	子ども未来課
⑥	地域包括支援センターによる高齢者支援 ※再掲	高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターが総合相談を行い、高齢者やその家族等からの相談にも応じます。	健康長寿課
⑦	配食サービスの実施	食事の支度が困難で、食事の提供が受けられない65歳以上の高齢者世帯及び障害者世帯の方に対して有料で夕食を自宅にお届けすると同時に、利用者の安否を確認することで、孤立を防ぎます。	健康長寿課 福祉総務課
⑧	認知症サポーター養成事業 ※再掲	認知症の基本的知識や対応の方法を学ぶ認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症の方やその家族を地域で見守り、応援する認知症サポーターを養成します。	健康長寿課
⑨	見守り活動の実施 ※再掲	社会福祉協議会支部において、一人暮らし高齢者等に対する愛の給食サービスや見守り活動を実施します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 地域の生涯学習の講座や、スポーツ・レクリエーション活動に参加してみましょう。
- 活動や講座等の情報を入手しましょう。
- 団体等の活動を支援し、担い手として協力しましょう。
- 地域で課題を抱える人や世帯を見かけた際には、市や社会福祉協議会などに連絡しましょう。

音声コード

4. 生活困窮者等の支援体制の充実

●● 課題と方向性 ●●

地域に住む誰もが地域で孤立することなく、自立した生活を送れるようにするためには、経済的な理由等で困っている人への支援が必要です。

本市では生活保護受給世帯が増加傾向にあり、生活困窮者等の生活課題を抱えている人に対する経済的な支援に加え、自立に向けた取組の充実が求められます。

また、安心安全な地域づくりに向けて、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう支援や周知・啓発活動を行っていくことが重要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 生活困窮者の把握と支援

生活困窮者等が地域で孤立しないよう、必要に応じた助成を行うとともに、支援の周知を図ります。

取組名		取組内容	担当課
①	生活保護扶助費の支給	生活保護法等に基づき、面接相談や訪問調査、保護の決定により、各種扶助費を支給します。	生活支援課
②	子どもの学習・生活支援事業 ※再掲	学習教室を設置し、学生ボランティア等によるマンツーマンでの学習指導、教員OBなどの教育支援員が定期的に家庭訪問を行い、低所得世帯やひとり親世帯の子どもや親に対して、進学や中途退学防止等の支援を行うとともに、高校・大学進学のための模試費用や大学受験料の支給を行います。	生活支援課 子ども未来課
③	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立相談支援）	生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、計画の作成等のほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。また、生活保護に至る前の段階からの支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活支援課

取組名		取組内容	担当課
④	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者家計改善支援）	失業や債務問題など、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、公的制度の利用支援や家計表の作成など、家計に関する相談支援を行います。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
⑤	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けての準備が整っていない相談者を対象に、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練等を行います。	生活支援課
⑥	こども食堂、フードパントリー実施団体への支援 ※再掲	市内でこども食堂やフードパントリーを実施している市民団体の活動を支援することにより、困難を抱えるこどもや子育て家庭を支援します。	子ども未来課
⑦	ひとり親家庭への支援（ひとり親家庭等福祉費）	児童扶養手当やひとり親家庭等医療給付費、母子厚生保障年金、その他ひとり親家庭に対する各種支援事業を実施します。	子ども未来課
⑧	養育費確保支援事業	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と安定した生活に必要な養育費を確保するため、公正証書の作成や民間保証会社と養育費保証契約に係る経費に対する補助を実施します。	子ども未来課
⑨	生活福祉資金貸付事業	資金の借入れが困難な所得の少ない世帯に対し、生活の安定と自立の助長を図るため相談、助言、資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
⑩	福祉資金貸付事業	臨時的な出費や収入欠如等のため生活費の捻出が困難な方に対し、資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
⑪	フードパントリー事業	生活困窮世帯に対し、食料品・生活用品の提供や、相談支援を行います。	社会福祉協議会

音声コード

(2) 住居等確保の支援

生活困窮者、高齢者、障害のある人、子育て家庭のうち、生活や住宅の支援が必要な方への住まいの確保や生活の安定に関する支援を行います。

取組名		取組内容	担当課
①	住宅ソーシャルワーカー事業	生活保護受給者の方に対し、アパートやグループホームなどの住居の確保に向けた物件探し、契約時の立ち会い、入居後のフォロー等の支援を行います。	生活支援課
②	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	再就職のために住居の確保が必要な方に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
③	市営住宅の管理	住宅困窮者の方に対し、市営住宅の公募を行い、収入に応じた家賃による住宅の提供を行います。	建築課
④	民間賃貸住宅家賃助成	世帯全員が市民税非課税である高齢者世帯、重度障害者世帯、ひとり親世帯に対して、家賃の助成を行います。	健康長寿課 福祉総務課 子ども未来課
⑤	民間賃貸住宅入居保証料助成	世帯全員が市民税非課税である高齢者世帯、重度障害者世帯、ひとり親世帯のうち、民間賃貸住宅の身元保証人の確保が困難な方へ入居保証料の助成を行います。	健康長寿課 福祉総務課 子ども未来課

(3) 就労支援の推進

生活困窮者や求職している人が適切な仕事に就くことができるよう、各種機関と連携し、就労支援活動を行います。

取組名		取組内容	担当課
①	生活保護受給者に対する就労支援	経済的に自立が困難となっている被保護者に対し、助言や相談及び指導・援助を行うことにより、自立阻害要因を解消し、被保護者の自立助長を図ります。	生活支援課

取組名		取組内容	担当課
②	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立相談支援）※再掲	生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、計画の作成等のほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。また、生活保護に至る前の段階からの支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活支援課
③	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）※再掲	再就職のために住居の確保が必要な方に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
④	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）※再掲	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けての準備が整っていない相談者を対象に、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練等を行います。	生活支援課
⑤	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父または母が就業に必要な資格や技能を取得するための費用等を助成します。	子ども未来課
⑥	障害者就労支援センター事業	障害のある人の職業相談や就職情報の提供、就職準備支援、就職後フォローアップ、関係機関との連携、企業開拓、就労訓練施設との連携など、各種就労支援を行います。	福祉総務課

（４）罪を犯した人等への社会復帰の支援

罪を犯した人等に対し、必要な保健医療・福祉サービス・住まい・就労等の生活困窮への支援を行い、円滑な社会復帰への支援を行います。（「再犯防止推進計画」89～92 ページ参照）

取組名		取組内容	担当課
①	保護司会への支援	更生保護の担い手である保護司に向けて、活動にかかる経費の補助や運営支援を行います。また、保護司が保護観察対象者等と面接できる場所を提供します。	福祉総務課 公民館

音声コード

取組名		取組内容	担当課
②	保護司のなり手確保	退職予定の市職員や民生委員・児童委員等に対して、保護司制度の周知を行います。	福祉総務課
③	市民に向けた広報・啓発の実施	毎年7月に、再犯防止や更生保護の活動を周知する「社会を明るくする運動」蕨市推進大会を開催し、蕨ケーブルビジョンにて放送するとともに、のぼり旗を掲揚し、本運動や保護司会について周知を図ります。	福祉総務課
④	生活保護扶助費の支給 ※再掲	生活保護法等に基づき、面接相談や訪問調査、保護の決定により、各種扶助費を支給します。	生活支援課
⑤	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立相談支援）※再掲	生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、計画の作成等のほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。また、生活保護に至る前の段階からの支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活支援課
⑥	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者家計改善支援）※再掲	失業や債務問題など、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、公的制度の利用支援や家計表の作成など、家計に関する相談支援を行います。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
⑦	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）※再掲	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けての準備が整っていない相談者を対象に、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練等を行います。	生活支援課
⑧	住宅ソーシャルワーカー事業 ※再掲	生活保護受給者に対し、一般アパートやグループホームなど住居の確保のための物件探しや、契約時の立ち会い、入居後のフォローなどの支援を行います。	生活支援課

取組名		取組内容	担当課
⑨	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） ※再掲	再就職のために住居の確保が必要な方に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
⑩	協力雇用主の優遇措置（調査・研究）	協力雇用主に対し、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置を設けることについて、調査・研究を行います。	財政課
⑪	福祉団体助成事業 ※再掲	共同募金の配分金を活用し、保護司会や更生保護女性会に助成金を交付します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 地域で困っている人を気かけ、必要に応じて民生委員・児童委員や相談機関等になげましょう。
- フードパントリーの取組等に協力してみましょう。
- 再犯防止に関する取組について知りましょう。

音声コード

基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり

1. 相談体制の充実

●● 課題と方向性 ●●

福祉課題の複雑化・複合化により、様々な部署や課が連携して解決にあたる事例が増えています。多様な支援ニーズに対応するためには、包括的な支援体制を構築し、多様な相談を断らずに受け止め、支援へつなげる総合相談窓口の機能を充実させることが重要です。

また、相談の声があげられない人や世帯に寄り添い、支援へつなげる体制づくりも重要となっていることから、身近に相談できる環境の整備やデジタル技術を活用した多様な相談体制の整備、アウトリーチ型の相談支援体制についても検討が必要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 身近な相談窓口の充実

市民の身近な相談先となるよう、関係機関と連携しながら各種相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を行います。また、民生委員・児童委員等と連携し、市民への更なる情報提供を行います。

取組名	取組内容	担当課
① 障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、成年後見制度の周知や、権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉総務課
② 基幹相談支援センター事業	障害のある人とその家族の地域における相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行います。	福祉総務課
③ 生活自立相談支援センター事業 ※再掲	経済的に困窮し、生活の維持が困難となるおそれのある方や、ひきこもり状態にある方やその家族等を対象に、包括的な相談支援を行います。	生活支援課

取組名		取組内容	担当課
④	蕨市教育センター事業	児童・生徒や保護者及びその教育に携わる関係者を対象に、悩みの解消に向けてともに考える場として開設し、様々な相談に応じます。施設内教育支援センター（日々草学級）では学校に行きたい意思がありながら、なかなか学校に登校できない児童・生徒への支援を行い、また日本語特別支援教室では、日本語による会話などに困難を抱える児童・生徒も安心して学校生活を送ることができるように支援します。	学校教育課
⑤	子育て支援情報誌の発行	子育て支援情報誌「わらび子育てほっと情報」に子育てに関する相談先の情報を掲載し、相談先の周知を図ります。	子ども未来課
⑥	地域子育て支援センター事業 ※再掲	子育て世帯に身近な地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談を行います。	子ども未来課
⑦	保育・子育てコンシェルジュの配置	保育・子育てコンシェルジュを子ども未来課に配置し、保育園等の入園に関する相談や、子育て支援事業の提供を行います。	子ども未来課
⑧	地域子育て相談機関の設置	妊産婦やこども・子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることできる身近な相談機関として、地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安として設置します。	子ども未来課
⑨	こども家庭センター事業 ※再掲	母子保健と児童福祉における相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対し、切れ目のない相談・支援を行うとともに児童虐待を防止します。	子ども未来課 保健センター
⑩	ヤングケアラー支援事業 ※再掲	蕨市ヤングケアラー支援条例に基づき、相談支援体制を構築し、ヤングケアラーの可能性のある人を適切な支援につなげます。	子ども未来課

音声コード

取組名		取組内容	担当課
⑪	蕨市配偶者暴力相談支援センターの運営と市民相談	配偶者等からの暴力(DV)に関する相談や被害者の自立支援につなげるとともに、生活上のさまざまな困難や悩みに対する相談に応じます。	市民協働課
⑫	外国人総合相談窓口の運用	外国人住民からの相談を対面や電話等によりワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行います。	市民協働課
⑬	犯罪被害者支援総合的対応窓口の運用	犯罪の被害に遭われた方やそのご家族等の相談窓口として、相談内容に応じて、関係機関や関係部署との連絡・調整を行います。	市民協働課
⑭	地域包括支援センター事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、専門知識を持ったスタッフが、介護、医療、福祉のさまざまな面から相談・支援を行います。	健康長寿課
⑮	包括的な相談支援体制の構築(調査・研究)	住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度や分野の縦割りを超えて、市の関係各課、相談支援機関、関係団体の連携を強化するため、包括的な相談支援体制の構築について、調査・研究を行います。	関係各課 社会福祉協議会
⑯	心配ごと相談事業	8月を除く毎月1回、民生委員・児童委員による心配ごと相談を開催します。	社会福祉協議会

(2) 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員が市民の身近な相談役、見守り役として活動を推進していただけるよう、情報提供や研修の実施等活動の支援を充実させます。

取組名		取組内容	担当課
①	民生委員・児童委員協議会への支援	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動にかかる経費の補助や事務局の運営による活動支援を行います。	福祉総務課
②	福祉団体助成事業 ※再掲	共同募金の配分金を活用し、民生委員・児童委員協議会に助成金を交付します。	社会福祉協議会
③	生活福祉資金等貸付事業 ※再掲	貸付の対象となる世帯の状況を把握するため、民生委員・児童委員に面談による調査を依頼します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 困ったときに身近で相談できる人や場所をつくりましょう。
- 悩みや不安は一人で抱え込まずに、身近な人や専門的な窓口に相談しましょう。
- 地域で困っている人がいたら困りごとを聞き、必要な支援につなげましょう。
- 地域における課題を解決する方法を検討するため、日頃から地域で情報交換をしましょう。

音声コード

2. 情報提供の充実

●● 課題と方向性 ●●

地域福祉を推進するうえでは、地域活動の情報や地域福祉に関する啓発、災害時の情報等、すべての市民に対し、必要な情報を確実に届くような体制が必要です。

一方で、福祉に関する情報を「入手できていない」方が一定数いるほか、市民からの意見では、様々な情報発信方法の工夫について意見が挙げられていることから、市民のニーズに応じ、デジタル技術の活用等、多様な情報発信に取り組むことが求められています。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 情報提供の充実と情報バリアフリーの推進

すべての市民が適切な情報を入手できるよう、広報や市ホームページ等の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
① 市の情報提供体制の充実	市の取組や災害情報、まちのイベント情報、蕨の歴史の紹介など、さまざまな行政情報を、多言語に対応した市ホームページを通じて公開するとともに、市内外に向けて本市の魅力を発信します。また、市公式LINEの導入など、多様な媒体を活用した情報発信に取り組みます。	秘書広報課 関係各課
② ソフト面のバリアフリーの推進 ※再掲	市が発行する印刷物等へのUDフォント対応や、音声コード対応、やさしい日本語の導入等を推進します。	関係各課
③ 初心者のためのスマートフォン教室の開催	デジタルデバインド（情報格差）解消に向け、スマートフォンなどの操作に不慣れな方を対象としたスマートフォン教室を開催します。	情報管理課
④ 広報蕨の発行	広報紙を通じて、市の取組やまちのイベント情報、蕨の歴史の紹介など、さまざまな行政情報を公開します。また、「声の広報紙（広報蕨音声版）」を公開し、情報のバリアフリー化を実施します。	秘書広報課

取組名		取組内容	担当課
⑤	テレビ広報「ハローわらび」の放送	蕨ケーブルビジョンの11チャンネルで、市政情報やまちの話題、公共施設の案内、市からのお知らせなどを行う45分番組を、毎日9・12・15・18・21時に放送します。	秘書広報課
⑥	子育て支援情報誌の発行 ※再掲	子育て支援情報誌「わらび子育てほっと情報」を発行し、子育てに関する様々な情報を提供します。	子ども未来課
⑦	蕨市認知症安心ガイドブックの発行	認知症の状態に応じた対応、認知症高齢者を支援する体制等を掲載し、相談先の周知を図ります。	健康長寿課
⑧	あるあるわらびの発行	本市の生活を支えるためのサービス情報を集めた「あるあるわらび(蕨つどいの場ガイドマップ・地域の社会資源情報一覧)」を発行し、本市のつどいの場や社会資源の周知を図ります。	健康長寿課
⑨	「蕨市の高齢者福祉サービス」の発行	「蕨市の高齢者福祉サービス」の発行により、高齢者の福祉サービスや相談先の周知を図ります。	健康長寿課
⑩	市議会本会議のインターネット中継	蕨市議会ホームページを使用し、本会議のライブ中継や本会議の録画配信を実施します。	議会事務局
⑪	手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施	聴覚障害者の家庭生活ならびに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。	福祉総務課
⑫	わらび社協福祉だより「さくらんぼ」の発行	社会福祉協議会の広報紙を、5月、11月、1月に全戸配布します。	社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 福祉に関する情報を積極的に取得しましょう。
- 地域活動やボランティア活動の情報について、SNS等の多様な情報発信を検討してみましょう。

音声コード

3. 連携体制の充実

●● 課題と方向性 ●●

誰もが暮らしやすい地域にしていくためには、高齢者や障害のある方、子育て家庭等に向けた生活支援や、地域全体で支える体制づくりを充実させるとともに、住民のニーズに応じた福祉サービスの展開が必要です。

また、性別や年齢、国籍、障害の有無、性的指向等にとらわれず、すべての人が個性を認め合い、尊重できる多様性のある社会が求められています。多様性への理解促進や人権意識を高めていくための取組が求められます。

加えて、アンケートでは成年後見制度の制度や利用方法がわからないといった意見が多くあることから、成年後見制度の更なる周知・啓発に取り組み、認知症の方や障害のある方等の権利擁護に取り組むことが必要です。

●● 市・社会福祉協議会の主な取組 ●●

(1) 福祉サービスの充実

すべての人が地域で安心して生活できるよう、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各分野における福祉サービスを充実させ、連携して支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
① 地域包括ケアシステムの深化・推進	介護を必要とする市民に対する医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。また、認知症の人やその家族を地域で支援するための取組を推進します。	健康長寿課
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。	保健センター 福祉総務課
③ 子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に対し、訪問支援員が家庭を訪問し、家事支援や育児支援を行うとともに、不安や悩みの傾聴を行います。	子ども未来課

取組名		取組内容	担当課
④	こども・子育て支援の充実	こどもを産み育てやすい環境の整備を進めるとともに、こどもの健やかな成長を図るため、すべての子育て家庭を対象に、ニーズに応じた様々な子育て支援の充実に取り組みます。	子ども未来課 保健センター
⑤	こども家庭センター事業 ※再掲	母子保健と児童福祉における相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対し、切れ目のない相談・支援を行うとともに児童虐待を防止します。	子ども未来課 保健センター
⑥	障害者福祉センタードリーマ松原の運営	障害者福祉センター・地域活動支援センター・障害者就労支援センター・障害者相談支援事業の各事業を様々な職種の専門員等が連携して実施し、障害のある方の生活を多方面からサポートすることにより、自立や社会参加の促進を図ります。	福祉総務課
⑦	多機能型事業所スマイラ松原の運営	5つの障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援、夜間保護事業）を提供する事業所として、障害の種別にかかわらず、利用者一人ひとりが地域の中で安心して自立した生活を送れるよう支援を行います。	福祉総務課
⑧	緊急通報サービス事業	一人暮らし等の高齢者や重度身体障害者の人が、地域で安心して暮らせるよう、自宅に設置する緊急通報サービス機器のボタンを押すことで受信センターにつながり、健康相談や救急車の手配、駆けつけ員の派遣など、必要な援助が受けられるシステムを運用します。	福祉総務課 健康長寿課
⑨	Net119（ネット119）緊急通報システム	聴覚や言語の障害により音声による119番通報が困難な方が、円滑に消防への通報を行えるよう、携帯電話等の簡単な画面操作で119番通報ができるシステムを運用します。	消防本部総務課

音声コード

取組名		取組内容	担当課
⑩	高齢者等世話付住宅 (市営「錦町2丁目赤田住宅」)への生活 援助員の派遣	居住者が健康で安心した生活を送れるよう、市営「錦町2丁目赤田住宅」の高齢者等世話付住宅において、生活相談や安否確認、緊急時対応等のサービスを行うための生活援助員の派遣を行います。	健康長寿課
⑪	配食サービスの実施 ※再掲	食事の支度が困難で、食事の提供が受けられない65歳以上の高齢者世帯及び障害者世帯の方に対して有料で夕食を自宅にお届けすると同時に、利用者の安否を確認することで、孤立を防ぎます。	健康長寿課 福祉総務課
⑫	福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)	高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、地域で安心して生活を送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行います。	社会福祉協議会

(2) 複合化した地域課題を解決するための連携体制づくり

市民や世帯が抱える地域課題は年々複雑化・複合化していることから、専門機関・専門職による多職種連携や、事業者、NPO法人等とのネットワークの構築を図り、相談支援機能と「地域の福祉力」の強化に努めます。

取組名		取組内容	担当課
①	多職種連携の推進	様々な地域課題に対し、チームで対応できるように、市内の連携体制の強化を図ります。また、民生委員・児童委員をはじめ、地域組織や専門職等と連携し、支援体制を構築します。	関係各課
②	地域自立支援協議会	障害のある方の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関・団体等が集まり、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めます。	福祉総務課 保健センター
③	学校教育推進事業 (外国人児童生徒日本語支援ボランティア配置)	日本語による会話に困難を抱えた状態で編入学してくる児童・生徒に対し、その実態に応じて、日常会話や文字習得のための支援を実施します。	学校教育課
④	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の適切な保護を図るため、関係機関等により、要保護児童及びその保護者に関する情報交換や支援方針の協議を行います。	子ども未来課
⑤	蕨市地域支え合い協議会との連携	高齢者の生活支援体制整備に向け、生活支援体制整備事業の中心的な担い手として配置する生活支援コーディネーターと、地域における生活支援サービスの担い手によって組織される「蕨市地域支え合い協議会」が連携しながら、定期的な情報の共有や連携強化を行います。	健康長寿課
⑥	包括的な相談支援体制の構築(調査・研究)※再掲	住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度や分野の縦割りを超えて、市の関係各課、相談支援機関、関係団体の連携を強化するため、包括的な相談支援体制の構築について、調査・研究を行います。	関係各課 社会福祉協議会

(3) 権利擁護の推進

成年後見制度の普及啓発を行うとともに、虐待や配偶者等からの暴力（DV）等の早期発見・早期対応や、多文化共生の推進に向けた取組を行います。（「成年後見制度利用促進基本計画」83 ページ参照）

取組名		取組内容	担当課
①	こどもの権利擁護の充実	こども基本法やこどもの権利条約等の基本理念に基づき、児童虐待の防止やこどもの貧困、ヤングケアラー支援を行います。また、こどもの権利に関する普及・啓発や、こどもの意見表明の機会を創出します。	子ども未来課
②	高齢者の権利擁護の充実	認知症のある高齢者が成年後見制度を利用するための審判の請求の支援、請求に係る費用の助成及び後見人等に対する報酬の助成などを行います。	健康長寿課
③	障害のある人の権利擁護の充実	障害のある人が成年後見制度を利用するための審判の請求の支援、請求に係る費用の助成及び後見人等に対する報酬の助成などを行います。	福祉総務課 保健センター
④	蕨市配偶者暴力相談支援センターの運営と市民相談 ※再掲	配偶者等からの暴力（DV）に関する相談や被害者の自立支援につなげるとともに、生活上のさまざまな困難や悩みに対する相談に応じます。	市民協働課
⑤	多文化共生への理解促進	蕨市多文化共生指針を基に、外国人住民の生活を支援していくとともに、日本人住民と同様に地域社会の担い手として共に蕨のまちづくりを進めることができるよう、関係する部署等と連携して対応します。	市民協働課
⑥	地域連携ネットワークにおける中核機関の設置（調査・研究）	広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有した「中核機関」の設置について、調査・研究を行います。	関係各課 社会福祉協議会

●● 市民や地域、団体で取り組むこと ●●

- 権利擁護や虐待の防止、成年後見制度などについての正しい知識を身に付け、生活に活用していきましょう。
- 多様な価値観について知り、互いに認め合いきましょう。

音声コード

第5章 蕨市成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等によって、判断能力が十分でない人の生命・身体・財産を守るための制度として、平成12年より開始されました。

しかし、この制度はこれらの人を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に活用されていない状況でした。そのため平成28年5月に、成年後見制度利用促進法が施行され、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という)が閣議決定されました。これにより市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めるように義務づけられました。

また、今後認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる中、本市においてはこれまで、蕨市社会福祉協議会や地域包括支援センターが中心となり、専門職や関係者と協力しながら、市内の権利擁護事業、成年後見事業を推進してきましたが、各機関の取組は各々の専門職にゆだねられており、市全体で取組が共有され、広がっていくことが重要です。

そのため、本市では、当該基本施策を促進法に基づく「蕨市成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できる社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置付け

この計画は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく「市町村計画」です。

また、この計画は成年後見制度の利用の促進に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国の基本計画の内容を勘案して策定されています。

3 計画の期間

計画の期間は、蕨市地域福祉計画・蕨市地域福祉活動計画の計画期間を考慮し、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

【成年後見制度について】

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

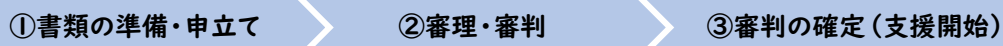
法定後見制度

「法定後見制度」とは、精神上の障害により判断能力が不十分な方を保護する制度です。本人の判断能力の程度によって、後見・保佐・補助という類型に分かれ、それぞれ成年後見人、保佐人、補助人が家庭裁判所より選任され、本人に代わり、生活療養看護及び財産管理に関する特定の法律行為について、本人を支援します。

制度類型	対象となる方	成年後見人等が代理することができる行為
補助	判断能力が不十分な方	申立てにより裁判所が定める行為
保佐	判断能力が著しく不十分な方	申立てにより裁判所が定める行為
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	原則としてすべての法律行為

資料：成年後見制度について（埼玉県）

※法定後見制度の手続きの主な流れ

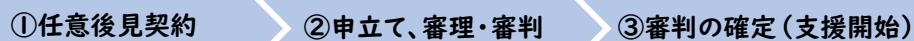


- ①本人、配偶者四親等内の親族等による申立て
- ②家庭裁判所による成年後見人等の選任
- ③成年後見人による支援の開始

任意後見制度

「任意後見制度」は、今現在、判断能力は低下していないが、将来判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ任意後見人になって欲しい人と公正証書で委任契約を結び、この契約の中で委任事項を定めておくものです。

※任意後見制度の手続きの主な流れ



- ①十分な判断能力のあるうちに、任意後見人との委任契約
- ②判断能力が低下した場合、家庭裁判所による任意後見人の選任
- ③任意後見監督人の監督の下、任意後見人による支援の開始

4 成年後見制度に関する現状

(1) アンケート調査からみる現状

本計画策定の基礎資料とするため、成年後見制度についての利用意向等を調査しました。

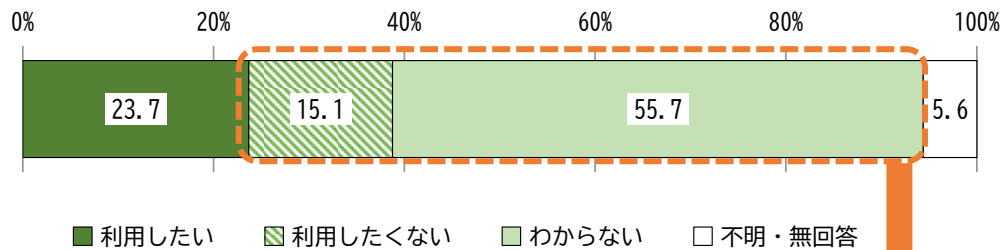
■調査の概要

調査対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収及びWebアンケート
調査期間	令和5年11月20日（月）～12月6日（水）
回収結果	配布数：3,000件、有効回収数：1,421件、有効回収率：47.4%

■成年後見制度について

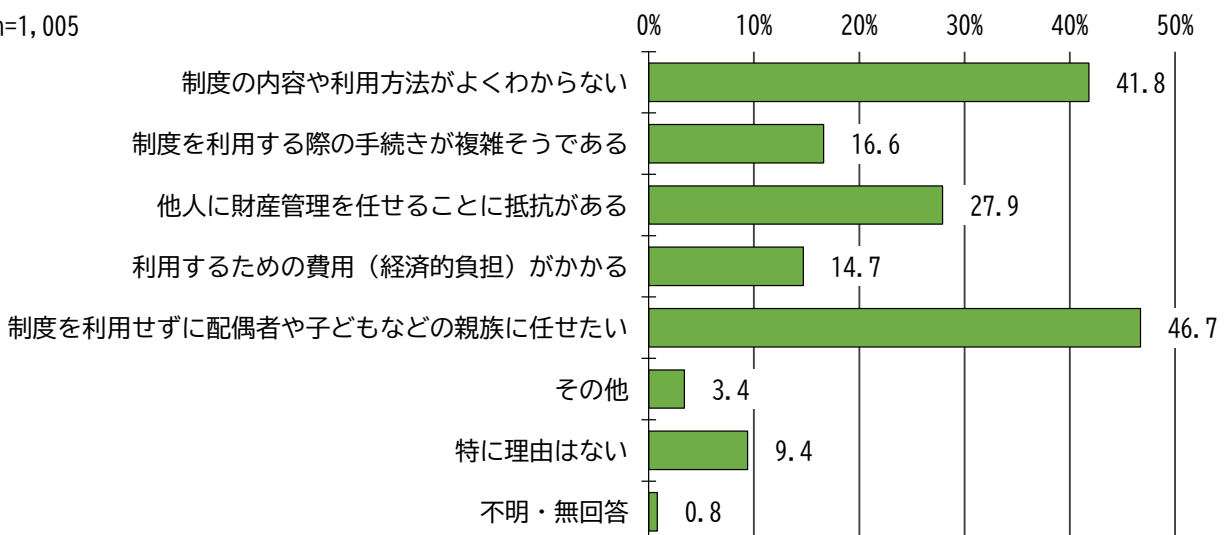
Q. 将来的にあなたご自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いませんか。

n=1,421



Q. 「利用したくない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。

n=1,005



●成年後見制度を「利用したくない」または「わからない」と答えた方は70.8%となっています。そう思う理由については、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が46.7%と最も多く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が41.8%となっています。

音声コード

空白部分

(2) 統計からみる現状

■成年後見制度利用者数の推移

単位：人	法定後見			計
	後見	保佐	補助	
令和元年	57	5	1	63
令和2年	67	10	3	80
令和3年	56	8	5	69
令和4年	59	11	4	74
令和5年	60	10	5	75

資料：さいたま家庭裁判所

■市長申立て件数の推移

単位：件	障害者	高齢者	計
令和元年	2	0	2
令和2年	1	4	5
令和3年	2	2	4
令和4年	0	3	3
令和5年	2	4	6

資料：福祉総務課、健康長寿課及び保健センター

- 成年後見制度の利用者数は令和3年で一度減少しましたが、令和5年では75人となっています。
- 市長申立て件数は年により増減しており、令和5年では6件となっています。内訳については、高齢者に係る件数が多くなっています。

音声コード

5 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

蕨市地域福祉計画・蕨市地域福祉活動計画の基本理念である「みんなで支えあう みんなにわたるまち わらび」を踏まえ、認知症になっても、知的障害や精神障害があっても、本人の意思が尊重され、安心して生活できるよう、支援が必要な人を適切な支援につなげる体制を整えます。

(2) 基本方針

国が示す成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方は、次の①～③のとおりです。市では国の理念に基づき、地域の実情に応じて成年後見利用の促進を図ります。

- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

(3) 今後の取組目標

成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指し、次の項目を目標として推進します。

① 利用者に沿った制度の運用

財産管理だけでなく、意思決定支援・身上保護を重視した適切な成年後見人等の選任や、利用者の意思決定支援を念頭においた成年後見人等と本人の支援関係者との「チーム」が構築できるよう、ケース会議等の既存の支援の枠組みを活用して実施できるよう検討します。

② 推進体制の整備

成年後見制度の周知や制度利用の相談と促進、成年後見人支援等の機能を整備し、被成年後見人等を適切に支援できる協力体制の構築に向け、地域自立支援協議会や地域ケア会議、地域包括支援センターなどと連携し、「中核機関」の設置に向け、調査・研究を行います。

③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

成年後見人等についての支援策を検討するとともに、金融機関や診断書を作成する医療機関との連携・協力体制の整備に向けて、調査・研究を行います。

6 成年後見制度の利用を促進するための取組

(1) 成年後見制度・任意後見制度に関する広報及び啓発

- 制度を正しく理解することが、誰もが安心して利用できる制度につながることから、様々な機会を捉えて、任意後見制度の周知も含めた成年後見制度の周知活動を充実します。
- 蕨市社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度に関する講座を増やすとともに、関係機関や市の関連イベント等も活用し、成年後見制度の周知を図っていきます。

(2) 成年後見制度に関する相談及び手続き支援

- 身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続きの円滑化や、法律専門職による支援を適切に受けられる体制を整備します。
- 市の成年後見制度に関する相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を推進します。
- 様々な機関における一般的な相談から、必要に応じて中核となる機関や他の専門機関を紹介することができるよう、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。

(3) 担い手の確保・育成等の推進

- 地域の高齢・障害分野に関する相談支援員等の活用を検討します。
- 親族後見人への支援内容について、検討します。
- 市民後見人養成研修の実施を検討します。
- 特に障害者分野においては、保護者などの親亡き後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、専門支援機関とも連携を図りながら、後見業務を遂行できる法人や人材の育成支援に努めます。

(4) 成年後見制度に関する地域連携ネットワークづくりの推進

- 既存の連携体制の維持・強化に取り組むとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けて、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、広報機能や相談機能等を有した「中核機関」の設置に向けた調査・研究を行います。
- 権利擁護の専門機関のみならず医療機関、金融機関との協力体制の構築や、包括的な相談支援体制の整備について検討し、総合的な権利擁護体制の構築についての調査・研究を行います。

(5) 市長申立ての適切な実施

- 市では、申立権者のいない等の高齢者、障害のある人等が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う「成年後見市長申立て」を行っています。今後も、必要な方に対して継続して実施します。

第6章 蕨市再犯防止推進計画

1 再犯防止推進計画の背景

全国の刑法犯の検挙者数や刑法犯検挙者中の再犯者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は高止まりとなっており、令和4年の再犯者率は47.9%となっています。

再犯防止対策への取組として、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われています。また、刑務所を出所した人が円滑に社会の一員として復帰できるよう、住まいや就労先を確保することや、高齢、障害等の特定の問題を克服するための支援、罪を犯した人が再び犯罪を繰り返すことなく、新たな被害者の発生を防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指しています。

国では、平成28年に再犯防止推進法が成立し、「再犯防止推進計画」を策定すべきことや地方公共団体にも再犯防止に取り組むこととされ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置づけられました。

こうしたなか、本市では、蕨市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪の被害に遭われた方やその家族が再び平穏な日常生活を営むことができるよう支援を図ってきましたが、再犯者を減らすことは、犯罪のない安全・安心な社会を築くためには重要であることから、再犯防止推進法に基づく「蕨市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を推進し、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、「再犯防止推進法」の第8条第1項の規定に基づき、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定める計画です。

3 計画の期間

計画の期間は、国の再犯防止推進計画を踏まえるとともに、蕨市地域福祉計画・蕨市地域福祉活動計画の計画期間を考慮し、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 再犯防止に関する現状

(1) アンケート調査からみる現状

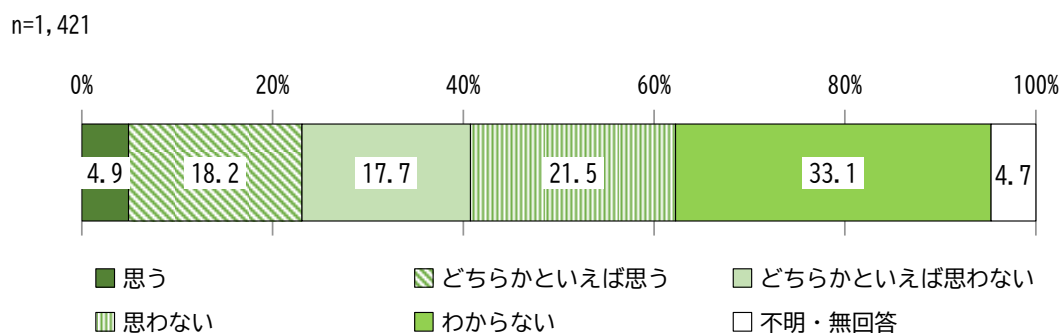
本計画策定の基礎資料とするため、市民の皆様の地域福祉に関する意識や地域活動の現状などを把握するための調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収及びWebアンケート
調査期間	令和5年11月20日（月）～12月6日（水）
回収結果	配布数：3,000件、有効回収数：1,421件、有効回収率：47.4%

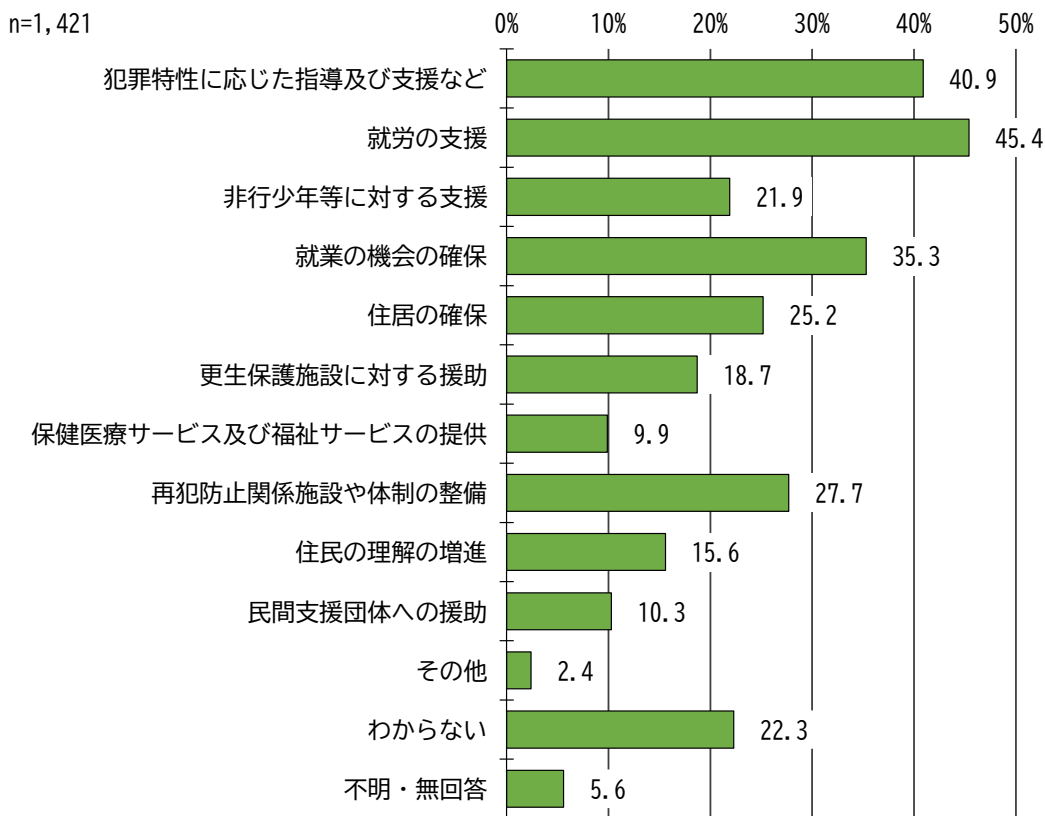
■再犯防止について

Q. あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



音声コード

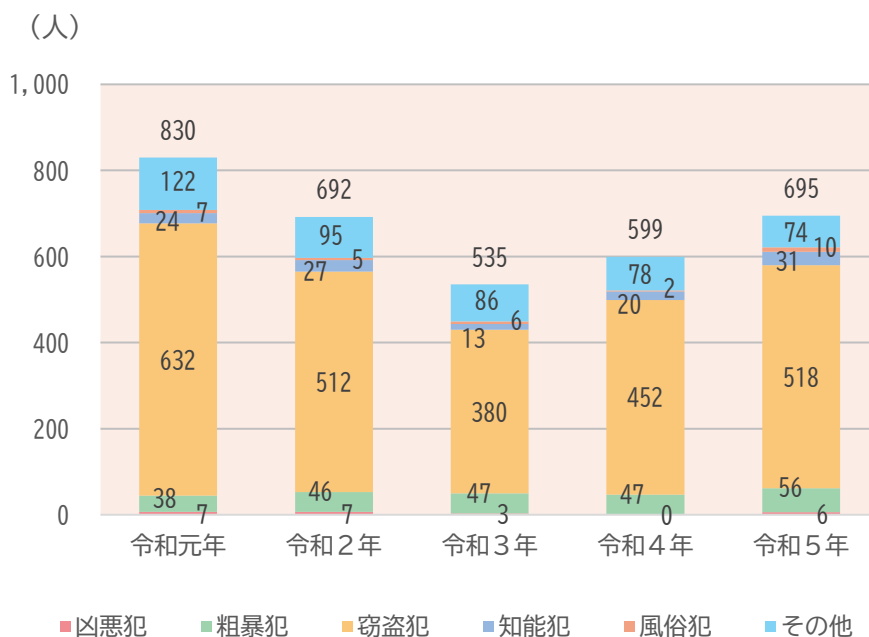
Q. 再犯防止を推進するにあたって、どのような取り組みが必要だと思いますか。



- 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『思う』が23.1%、「どちらかといえば思わない」と「思わない」を合わせた『思わない』が39.2%となっています。
- 再犯防止に必要なだと思うについては、「就労の支援」が45.4%と最も多く、次いで「犯罪特性に応じた指導及び支援など」が40.9%となっています。

(2) 統計からみる現状

■市内犯罪発生状況の推移（発生件数）



資料：蕨警察署

●犯罪発生状況を見ると、令和2年から令和3年にかけて新型コロナウイルス感染症の影響もあり、発生件数は減少傾向となっていました。令和4年以降は増加傾向となっており、令和5年では695件となっています。

凶悪犯：殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

窃盗犯：窃盗

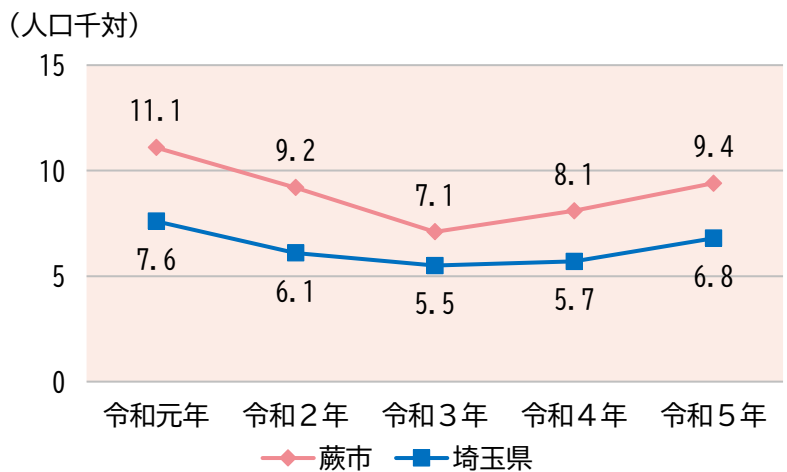
知能犯：詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任等

風俗犯：賭博、わいせつ等

その他：公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

音声コード

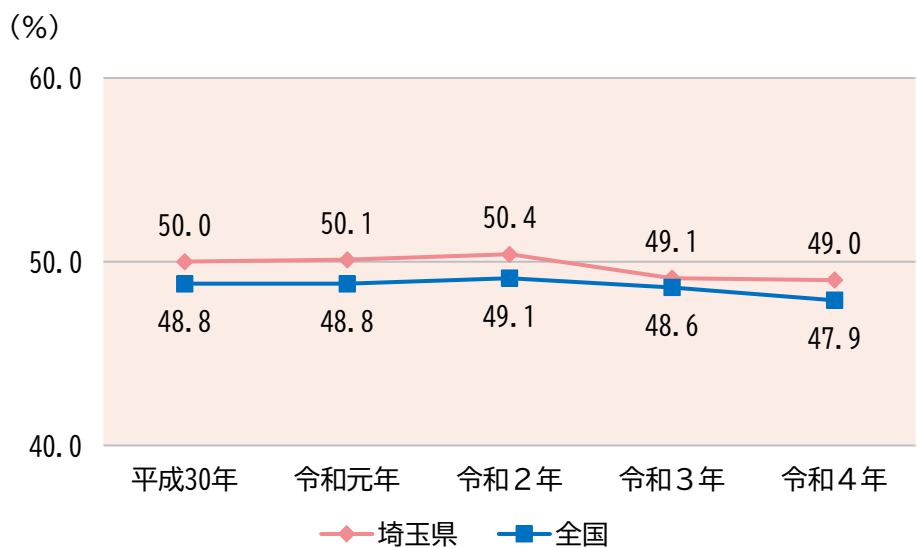
■犯罪率の推移



資料：統計からみた埼玉縣市町村のすがた

●人口千対（人口 1000 人に対する発生比率）の犯罪率は令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを受け社会経済活動の正常化とともに、犯罪件数は全国的に増加傾向となっています。

■刑法犯検挙者の再犯者率



資料：法務省

●刑法犯検挙者の再犯者数の状況を見ると、埼玉県の再犯率はおおむね 50%前後で推移しており、全国よりも高い数値となっています。

音声コード

空白部分

5 再犯防止を促進するための取組

(1) 福祉・保健医療サービス利用促進の取組

法務省犯罪白書によると、全国的に刑務所へ入所した高齢者の再入率が高いことや、知的障害者の再犯までの期間が短いといった傾向がみられることから、福祉的支援や福祉サービスの適切な受給に向けた支援を行うとともに、関係機関の連携を強化し、支援の充実に努めます。

●主な市の取組

取組名		取組内容	担当課
①	生活保護扶助費の支給 ※再掲	生活保護法等に基づき、面接相談や訪問調査、保護の決定により、各種扶助費を支給します。	生活支援課
②	基幹相談支援センター事業 ※再掲	障害のある人とその家族の地域における相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行います。	福祉総務課
③	障害者相談支援事業 ※再掲	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、成年後見制度の周知や、権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉総務課

音声コード

(2) 就労・住居確保を通じた自立支援

不安定な就労や適当な住まいの確保が十分でないことが再犯の要因となっていることから、刑務所出所者の雇用促進に向けた取組を推進するとともに、地域社会で安定した生活を送るための住居の確保を行い、社会的・経済的に自立した生活を送るための支援を行います。

● 主な市の取組

取組名		取組内容	担当課
①	住宅ソーシャルワーカー事業 ※再掲	生活保護受給者の方に対し、アパートやグループホームなどの住居の確保に向けた物件探し、契約時の立ち会い、入居後のフォロー等の支援を行います。	生活支援課
②	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） ※再掲	再就職のために住居の確保が必要な方に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
③	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立相談支援） ※再掲	生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、計画の作成等のほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。また、就労支援が必要な方には、ハローワークと連携し、就職に向けた支援を行います。	生活支援課
④	生活困窮者自立支援事業（生活困窮者家計改善支援） ※再掲	失業や債務問題など、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、公的制度の利用支援や家計表の作成など、家計に関する相談支援を行います。また、制度の周知・広報を行い、対象者の早期発見に努めます。	生活支援課
⑤	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） ※再掲	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けての準備が整っていない相談者を対象に、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練等を行います。	生活支援課
⑥	協力雇用主の優遇措置（調査・研究） ※再掲	協力雇用主に対し、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置を設けることについて、調査・研究を行います。	財政課

(3) 非行防止の取組

非行により保護観察や少年院送致となった少年が再び非行をしないよう、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援を行います。

また、薬物乱用の防止等についての啓発を行います。

●主な市の取組

取組名		取組内容	担当課
①	青少年の立ち直り支援	ホームページなどにより、非行防止の啓発や埼玉県による「青少年立ち直り支援サイト」の周知を行います。	生涯学習スポーツ課
②	市内中学校と保護司の連携	市内中学校の校長・教頭と保護司による懇談会を実施し、情報交換を行います。	学校教育課
③	薬物乱用防止に向けた啓発	ホームページやポスターの掲示などにより、啓発を図ります。	保健センター
④	蕨市少年センター事業	少年補導、相談などを実施し、青少年の非行防止と健全育成に努めます。	生涯学習スポーツ課

音声コード

(4) 民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進

再犯防止の施策の実施には、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司や犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会・BBS会等による取組が不可欠であることから、活動の促進や担い手の確保に向けた協力・支援に取り組めます。

また、犯罪をした人等が地域において孤立することのないよう、市民に向けた広報・啓発活動に取り組めます。

●主な市の取組

取組名		取組内容	担当課
①	保護司会への支援 ※再掲	更生保護の担い手である保護司に向けて、活動にかかる経費の補助や運営支援を行います。また、保護司が保護観察対象者等と面接できる場所を提供します。	福祉総務課 公民館
②	保護司のなり手確保 ※再掲	退職予定の市職員や民生委員・児童委員等に対して、保護司制度の周知を行います。	福祉総務課
③	自主防犯活動団体の活動支援	自主的な防犯組織について、設立の支援や活動の中心となるリーダーの養成支援、研修等の実施、備品等の整備などを行い、犯罪を起こしにくい環境を整備します。	安全安心課
④	市民に向けた広報・啓発の実施 ※再掲	毎年7月に、再犯防止や更生保護の活動を周知する「社会を明るくする運動」蕨市推進大会を開催し、蕨ケーブルビジョンにて放送するとともに、市庁舎に懸垂幕を掲揚するなど、本運動や保護司会について周知を図ります。	福祉総務課

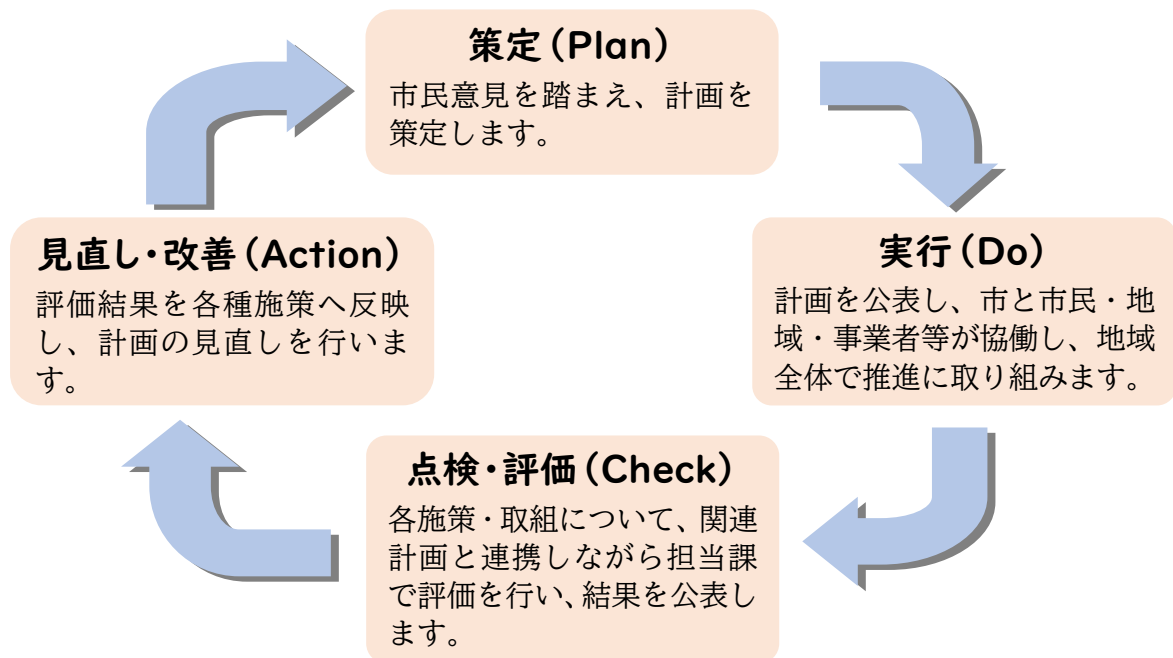
第7章 計画の推進

I 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理体制

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、適切に進行管理を行う体制が必要です。そのため、進行管理は「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

特に各施策については、関連計画と連携しながら各担当課における評価を行い、各年度の施策や、次期計画へ反映していきます。



(2) 数値目標の進捗管理

本計画に掲げている「数値目標」(95 ページ参照)については、計画の最終年度である令和11年度に目標値と実績値を比較し、達成状況を確認します。数値目標については、社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合は、適切なものへと見直しを行います。

音声コード

2 関係機関等との連携体制の整備

本計画を推進していくためには、市・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等の協働が欠かせません。それぞれが専門性をいかし、主体性を持ちながら、包括的に取り組むことが重要です。



市	本計画の施策・事業を総合的に実施し、地域福祉の推進に取り組みます。また、地域福祉の推進に向け、本計画の周知を図るとともに、事業の効果等を踏まえ、地域づくりに資する事業の一体的な実施に向けて、庁内だけでなく、市民や各関係機関との連携強化に取り組みます。
社会福祉協議会	社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域の関係機関や団体等と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしています。高齢者や障害のある方など誰もが安心して暮らせるようお互いに支え合うことのできるよう、地域福祉サービスを本計画に基づき推進します。
事業者・関係機関	福祉サービス事業者や地域包括支援センター等の関係機関は、サービスの質の確保や事業・サービス内容の情報提供及び周知、地域や他の関係機関との連携に取り組むことが求められています。なかでも、社会福祉法人では、対応が困難な福祉ニーズへの対応が必要なことから、地域における公益的な取組を地域と連携して実施していくことが求められています。
市民	市民一人ひとりがお互いの人格・個性を尊重し、地域の人々や市、社会福祉協議会、事業者、関係機関等と連携するとともに、地域福祉活動に積極的に参画し、共生社会の実現に取り組んでいくことが求められています。

3 数値目標の設定

本計画では、4つの基本目標ごとに地域福祉の推進状況を測る数値目標を設定します。

基本目標1 地域を支える人づくり

	現状値	目標値
①はつらつスクール参加者数	3人	15人
②生活支援サポーター養成講座参加者数	7人	20人
③ボランティア登録者数	120人	200人
④福祉について『興味・関心がある』人の割合*	54.0%	60%

*住民意識調査：問30「とても興味・関心がある」・「興味・関心がある」の合計

基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり

	現状値	目標値
⑤町会・自治会加入世帯数	24,969世帯	25,000世帯
⑥見守り協定締結団体数	15団体	20団体
⑦認知症サポーター養成講座累計修了者数	3,185人	4,145人
⑧いきいき百歳体操活動団体数	19団体	30団体

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

	現状値	目標値
⑨介護予防教室参加者数	102人	250人
⑩犯罪をした人の立ち直りに協力したいと『思う』人の割合* ¹	23.1%	30%
⑪蕨市が子どもや高齢者、障害者にとって『暮らしやすいと思う』人の割合* ²	51.9%	65%

*¹ 住民意識調査：問38「思う」・「どちらかといえば思う」の合計

*² 住民意識調査：問32「暮らしやすいと思う」・「まあまあ暮らしやすいと思う」の合計

基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり

	現状値	目標値
⑫民生委員・児童委員の人数	133人	134人* ¹
⑬成年後見制度を『知っている』人の割合* ²	25.3%	30%
⑭福祉に関する情報を『入手できている』人の割合* ³	40.1%	50%

*¹ 令和7年12月1日以降の蕨市の民生委員・児童委員の定数見込み

*² 住民意識調査：問34ア「利用したことがある」・「内容を含め知っている」の合計

*³ 住民意識調査：問27「十分入手できている」・「十分ではないが、入手できている」の合計

※現状値については令和5年度または令和6年4月1日時点、
目標値については令和10年度または令和11年4月1日時点の数値となります。

音声コード

資料編

音声コード

空白部分